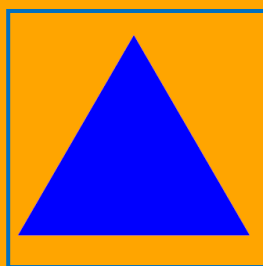


佐世保市国民保護計画



(このマークは、国民保護のための措置を行う人や
車両などを識別するための国際的な特殊標章です。)

佐世保市

目 次

第1編 総論

第1章	佐世保市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	佐世保市地域防災計画との関係	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	5
2	関係機関の連絡先	11
第4章	市の地理的、社会的特徴	12
第5章	佐世保市における米国海軍及び自衛隊施設について	21
第6章	佐世保市国民保護計画が対象とする事態	24
1	武力攻撃事態	24
2	緊急処理事態	24

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	25
第1	市における組織・体制の整備	25
1	市の各部局室における平素の業務	25
2	市職員の参集基準等	27
3	消防機関の体制	29
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	30
第2	関係機関との連携体制の整備	31
1	基本的考え方	31
2	県との連携	31
3	近接市町との連携	32
4	指定公共機関等との連携	32
5	自主防災組織、NPO(民間非営利組織)・ボランティア等に対する支援	33
第3	通信の確保	34
第4	情報収集・提供等の体制整備	35
1	基本的考え方	35
2	警報等の伝達に必要な準備	36
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	37
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	39

第5章	研修及び訓練	40
1	研修	40
2	訓練	40
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	42
1	避難に関する基本的事項	42
2	避難実施要領のパターンの作成	44
3	救援に関する基本的事項	44
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	45
5	避難施設の指定への協力	46
6	動物の保護に関して配慮すべき事項	46
第3章	生活関連等施設の把握等	47
1	生活関連等施設の把握等	47
2	市が管理する公共施設等における警戒	48
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	49
1	市における備蓄	49
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	49
第5章	国民保護に関する啓発	51
1	国民保護措置に関する啓発	51
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	51

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	53
1	危機対策会議等の設置及び初動措置	53
第2章	市対策本部の設置等	56
1	市対策本部の設置	56
2	通信の確保	89
第3章	関係機関相互の連携	90
1	国・県の対策本部との連携	90
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	90
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	90
4	他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託	91
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	92
6	市の行う応援等	92
7	自主防災組織、NPO(民間非営利組織)・ボランティア等に対する支援等	93
8	住民への協力要請	93
第4章	警報及び避難の指示等	94
第1	警報の伝達等	94
1	警報の内容の伝達等	94
2	警報の内容の伝達方法	95

3	緊急通報の伝達及び通知	96
第2	避難住民の誘導等	97
1	避難の指示の通知・伝達	97
2	避難実施要領の策定	98
3	避難住民の誘導	103
4	離島からの避難誘導にあたっての留意点	105
5	米軍基地周辺の住民及び基地内従業員の避難にあたっての留意点	108
6	自衛隊施設周辺の住民の避難にあたっての留意点	108
7	観光客の避難にあたっての留意点	108
8	武力攻撃事態等の類型等に応じた避難の指示に際しての留意点	108
第5章	救援	111
1	救援の実施	111
2	関係機関との連携	111
3	救援の内容	112
第6章	安否情報の収集・提供	115
1	安否情報の収集	116
2	県に対する報告	116
3	安否情報の照会に対する回答	117
4	日本赤十字社に対する協力	119
第7章	武力攻撃災害への対処	120
第1	武力攻撃災害への対処	120
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	120
2	武力攻撃災害の兆候の通報	120
第2	応急措置等	121
1	退避の指示	121
2	警戒区域の設定	122
3	応急公用負担等	123
4	消防に関する措置等	123
第3	生活関連等施設における災害への対処等	126
1	生活関連等施設の安全確保	126
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	126
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	127
第4	原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処	128
1	原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処	128
2	NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処	130
第8章	被災情報の収集及び報告	133
第9章	保健衛生の確保その他の措置	134
1	保健衛生の確保	134
2	廃棄物の処理	135

第10章	国民生活の安定に関する措置	136
1	生活関連物資等の価格安定	136
2	避難住民等の生活安定等	136
3	生活基盤等の確保	136
第11章	特殊標章等の交付及び管理	137

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	139
1	基本的考え方	139
2	公共的施設の応急の復旧	139
第2章	武力攻撃災害の復旧	140
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	141
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	141
2	損失補償及び損害補償	141
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	141

第5編 緊急対処事態への対処

1	緊急対処事態	143
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	143

参考資料	145
------	-----

第1編

総論

- 第1章 佐世保市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 市の地理的、社会的特徴
- 第5章 佐世保市における米国海軍及び自衛隊施設について
- 第6章 佐世保市国民保護計画が対象とする事態

第1章 佐世保市の責務、計画の位置づけ、構成等

【防災危機管理局】

美しい自然と、天然の良港を有する私たちの郷土佐世保が、豊かな人間性を育み、発展を続けていくためには、国内の平穏と国際平和が必要不可欠であり、佐世保市民は、その永遠の維持を心から願うものである。

国においては、諸外国との友好を深め、国際平和の実現に向けた外交努力や社会の秩序の維持に努められているところであるが、本市としても、国、県とともに安全で安心して暮らせるまちづくりのための努力を続けていく所存である。

一方で、住民の生命、身体及び財産を保護するという行政としての責務にかんがみ、不測の事態が発生した場合に備えておくことも必要である。

そこで、市としては、万が一、武力攻撃事態等の発生に至った場合に備え、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、本市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び長崎県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の作成

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料については、別途、資料編を作成する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、佐世保市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 佐世保市地域防災計画との関係

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであるのに対し、佐世保市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）に基づき、台風や地震などの自然災害等に対処するものである。

しかしながら、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、武力攻撃災害と自然災害等への対処には類似性があることから、この計画に定めのない事項については、市地域防災計画の定めに準じて対応するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

【防災危機管理局】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、差別的取扱いをしてはならず、思想及び良心の自由、表現の自由を侵してはならない。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、国民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、NPO（民間非営利組織）・ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するとともに、本市に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

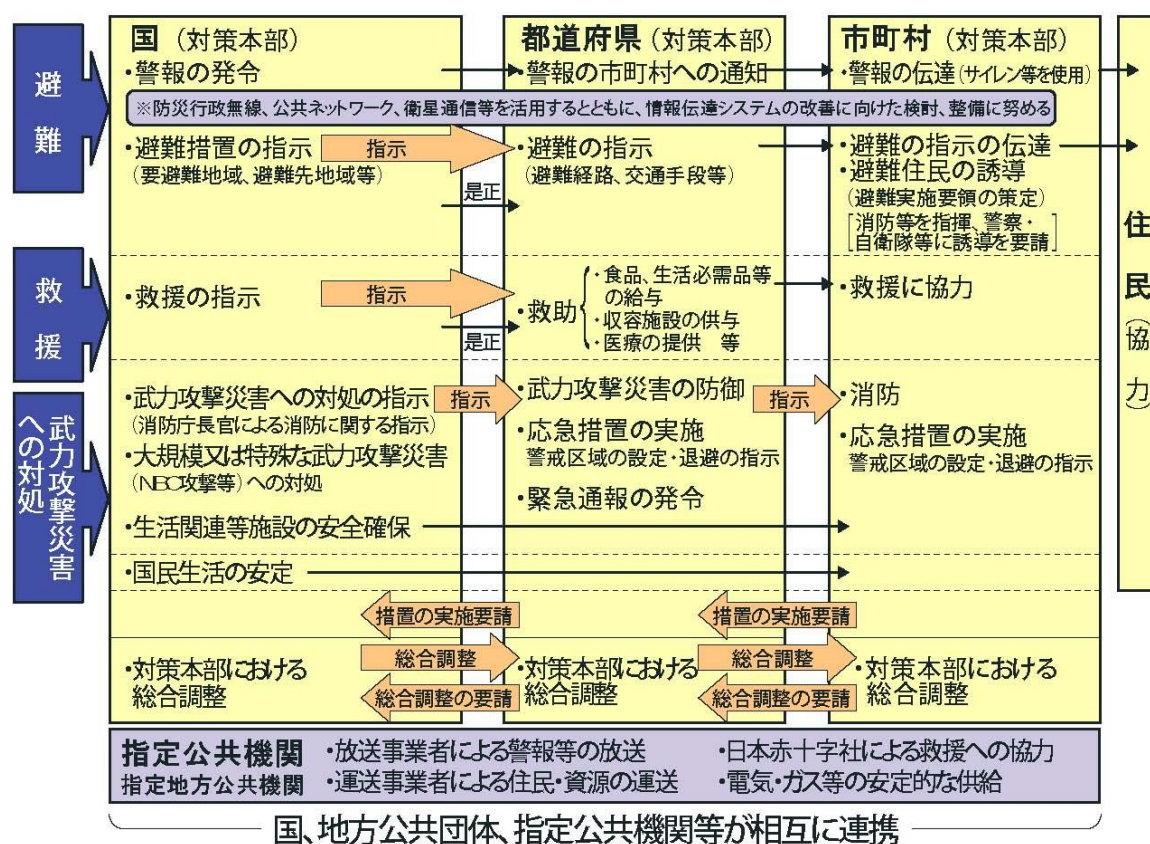
【防災危機管理局】

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくこととし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先について、以下のとおり定める。

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



国民保護措置について、国、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 警報の発令 2 武力攻撃事態等の情報の提供 3 避難措置の指示、救援の指示・支援 4 放射性物質等（NBC（核・生物・化学）災害）による汚染への対処 5 原子炉等による被害の防止 6 危険物質等に関する危険の防止 7 感染症等への対処

関係機関（指定行政機関等）の名称		
内閣官房	外務省	中小企業庁
内閣府	財務省	国土交通省
国家公安委員会	国税庁	国土地理院
警察庁	文部科学省	観光庁
金融庁	スポーツ庁	気象庁
消費者庁	文化庁	海上保安庁
子ども家庭庁	厚生労働省	環境省
デジタル庁	農林水産省	原子力規制委員会
総務省	林野庁	防衛省
消防庁	水産庁	防衛装備庁
法務省	経済産業省	
公安調査庁	資源エネルギー庁	

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定 保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県本庁・振興局・地方局・土木事務所の名称									
本				庁	県	北	振	興	局
長	崎	振	興	局	五	島	振	興	局
県	央	振	興	局	壱	岐	振	興	局
島	原	振	興	局	対	馬	振	興	局

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係市町の名称					
長 崎 市	対 馬 市	長 与 町	佐 々 町		
島 原 市	壱 岐 市	時 津 町	新 上 五 島 町		
諫 早 市	五 島 市	東 彼 杵 町			
大 村 市	西 海 市	川 棚 町			
平 戸 市	雲 仙 市	波 佐 見 町			
松 浦 市	南 島 原 市	小 値 賀 町	(計 12 市 8 町)		

関係機関（消防機関）の名称	
長 崎 市 消 防 局	五 島 市 消 防 本 部
県央地域広域市町村圏組合消防本部	新 上 五 島 町 消 防 本 部
島原地域広域市町村圏組合消防本部	壱 岐 市 消 防 本 部
平 戸 市 消 防 本 部	対 馬 市 消 防 本 部
松 浦 市 消 防 本 部	(計 9 機関)

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九 州 管 区 警 察 局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互互助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九 州 総 合 通 信 局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福 岡 財 務 支 局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長 崎 税 関	1 輸入物資の通関手続
九 州 厚 生 局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
長 崎 労 働 局	1 被災者の雇用対策
九 州 農 政 局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九 州 森 林 管 理 局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九 州 経 済 産 業 局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九 州 地 方 整 備 局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九 州 運 輸 局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大 阪 航 空 局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福 岡 管 区 気 象 台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃 災害への対処に関する措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州地方環境事務所	1 有機物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
九 州 防 衛 局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

関係機関（自衛隊）の名称
自衛隊長崎地方協力本部
陸上自衛隊 西部方面総監部
海上自衛隊 佐世保地方総監部
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部

（自衛隊 4 機関）

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災 害 研 究 機 関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放 送 事 業 者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運 送 事 業 者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電 気 通 信 事 業 者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電 気 事 業 者	1 電気の安定的な供給
ガ ス 事 業 者	1 ガスの安定的な供給
水 道 事 業 者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日 本 赤 十 字 社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済円滑化の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

「指定行政機関等」、「国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊)」、「関係指定公共機関」、「指定地方公共機関」、「県(出先機関)」、「市町機関(教育委員会を含む。）」、「消防機関」、「その他の関係機関」の連絡先については、別途「資料編」に一覧性を持った資料として整理しておく。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

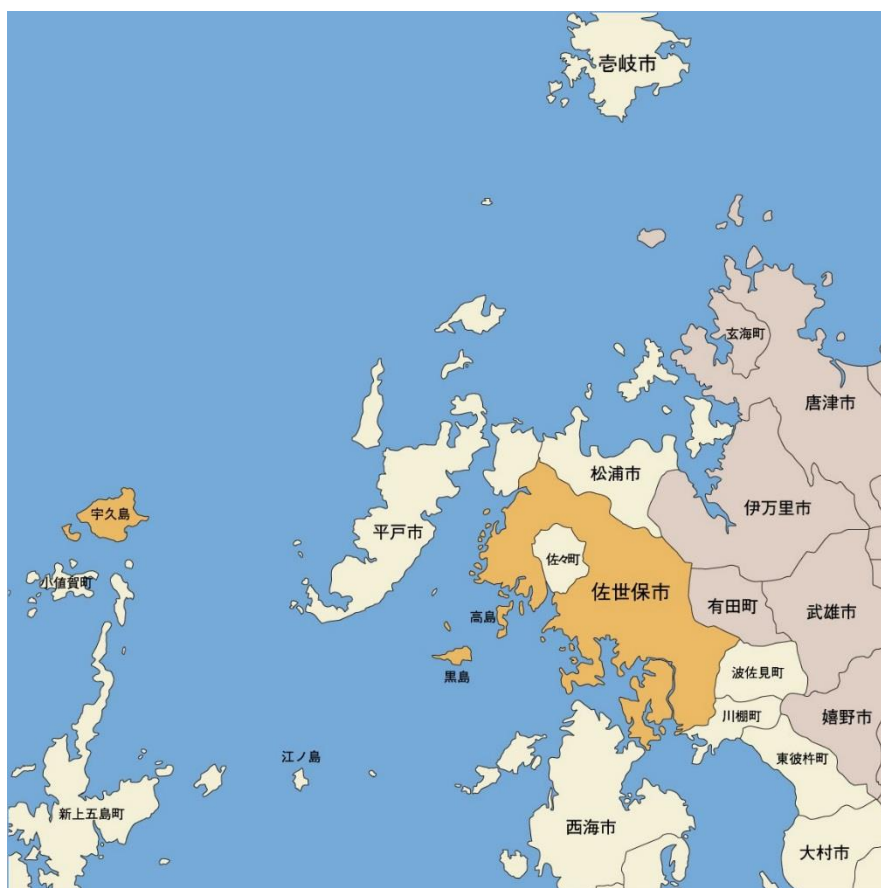
【防災危機管理局】

本市は、九州本土の西端部の都市で、長崎県の北部に位置し、東は佐賀県有田町と、南東部は波佐見町、川棚町と南西部は針尾瀬戸を境に西海市と、北東部は、国見山系を挟んで松浦市及び佐賀県伊万里市と、北西部は、平戸市と接し、西は東シナ海に面して、外海離島として宇久島（宇久地区）を含む極めて広範囲にわたって市域が広がっている。

市域は、平坦地に乏しく、いたるところに山岳丘陵が起伏し、北は、国見山系から分かれた石盛山系が連なり、佐世保市街地と世知原地区、吉井地区を分断し、東は、国見山を主峰とする八天岳、隠居岳からなる国見山系を形作っている。

中心部には、烏帽子岳（568m）や将冠岳（443m）を主峰とする山系が八字形に伸び、陸路による往来は、佐々町を経由する小佐々地区・江迎地区・鹿町地区のルートもある。

さらに、海岸線は、出入りの多い複雑多様なリアス式海岸線で、各地に半島や岬が形成されており、島嶼の数も極めて多く、佐世保港から平戸までのおよそ25kmの海上には大小208にも及ぶ島々が点在している。



方 位	地 名	極限経緯度	
東 端	木原町木原	東経129° 52′ 22″	北緯33° 09′ 55″
西 端	宇久町寺島（ノリ瀬）	129° 03′ 21″	33° 15′ 27″
南 端	針尾東町崎針尾（明星ノ鼻）	129° 46′ 00″	33° 03′ 00″
北 端	江迎町北田	129° 37′ 53″	33° 20′ 34″

2 気候

【防災危機管理局】

本市は、西と南が海に面し、東及び北も海からあまり遠くないことから、海洋の影響を受けることが多い。

近海を対馬海流が流れており、気候は温暖、多雨であるが、県下では天候のよい地域に属する。

また、風については、10 m/s以上の強風は、冬期の季節風、春秋の低気圧、台風等により、年6～7回程度発生するが、5月、6月、7月は少ない。15 m/s以上の強風は、ほとんどが台風によるものである。

また、7月～10月は台風、11月～3月は冬型の強い季節風による高波が発生しやすく、外海離島である宇久島、有人離島及び近隣市町間の船舶の航行に影響が出ることも多い。

【平均気温、相対湿度、日照時間、降水量の平年値】

（佐世保特別地域気象観測所）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気 温	平均 (℃)	7.0	7.8	11.0	15.3	19.7	23.0	26.8	28.0	24.8	20.0	14.4	9.2	17.2
相対湿度	平均 (%)	63	62	63	66	70	78	79	76	71	65	66	62	68
日照時間	合計 (h)	111.5	128.2	167.2	183.2	197.2	128.2	165.6	209.0	177.6	188.6	142.1	122.0	1922.9
降水量	合計 (mm)	63.4	81.1	120.7	152.9	171.1	328.9	342.2	255.4	195.6	98.6	101.6	77.5	1989.0

（統計期間：1991～2020年）

3 人口分布

【防災危機管理局、企画部】

人口は、約 237,000 人であり、地域分布としては、平野部が乏しい地形を反映して、佐世保湾奥部 J R 佐世保駅を中心に烏帽子岳、弓張岳の中腹まで斜面に家屋が立て込み、人口が集中しており、そのほか、相浦地区、大野地区、日宇地区、早岐地区に人口の一定集中が見られる。

【本庁、支所及び行政センター管内の世帯数・人口】

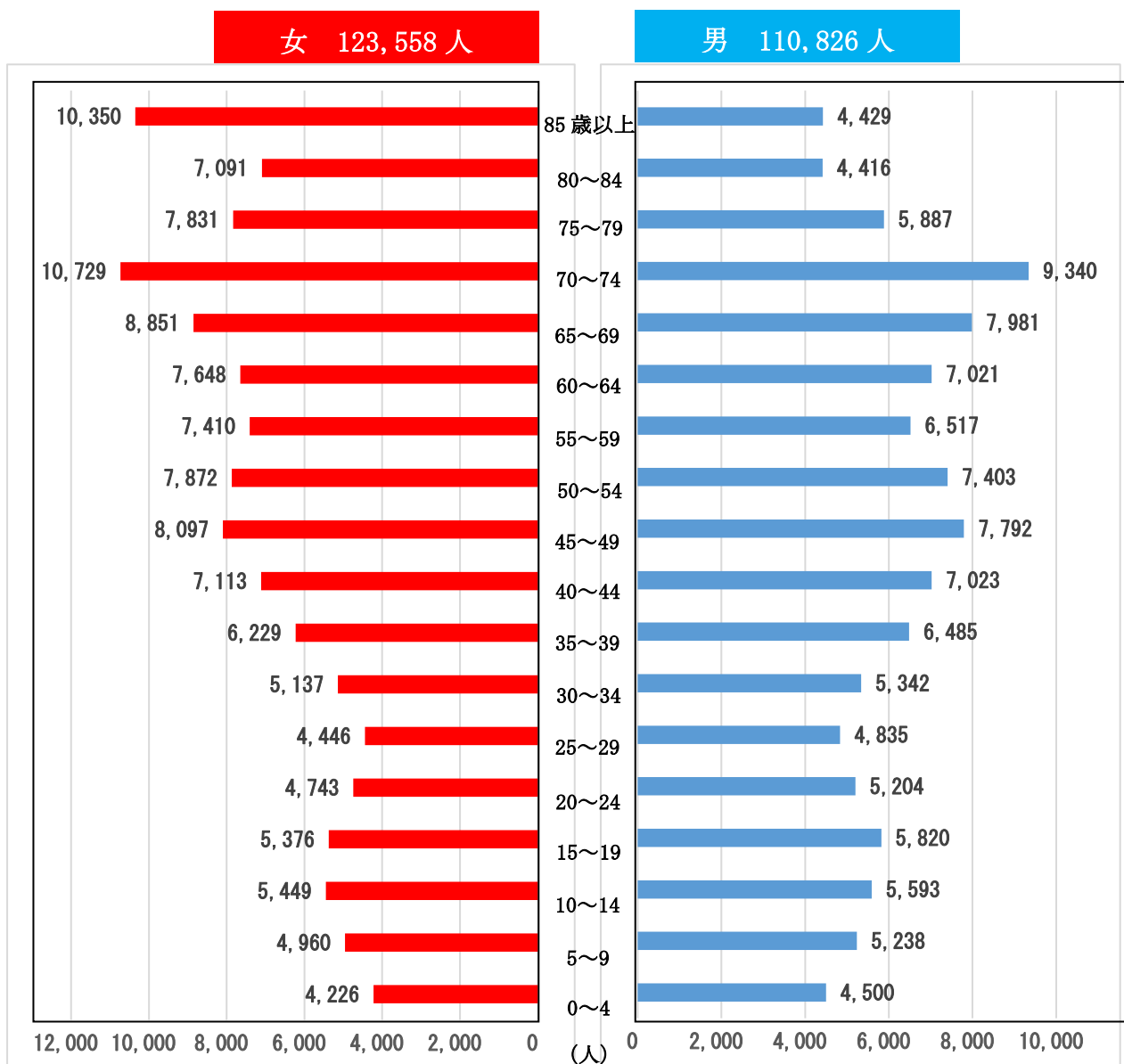
(令和 5 年 6 月 1 日現在)

所 管 地 区	世 帯 数	人 口 総 数	男	女
本 庁 管 内	35,536	77,030	36,851	40,179
相 浦 地 区	12,136	27,287	13,652	13,635
早 岐 地 区	13,706	31,173	14,565	16,608
日 宇 地 区	11,595	26,649	12,524	14,125
大 野 地 区	7,482	16,900	7,688	9,212
中里皆瀬地区	4,558	11,460	5,344	6,116
柚 木 地 区	1,439	3,698	1,729	1,969
黒 島 地 区	196	336	162	174
三川内地区	1,410	3,527	1,662	1,865
針 尾 地 区	790	2,298	1,092	1,206
江 上 地 区	3,088	7,155	3,193	3,962
宮 地 区	1,572	3,239	1,610	1,629
吉 井 地 区	1,931	4,844	2,220	2,624
世知原地区	1,118	2,796	1,281	1,515
宇 久 地 区	1,012	1,728	827	901
小佐々地区	2,153	5,507	2,629	2,878
江 迎 地 区	1,937	4,707	2,157	2,550
鹿 町 地 区	1,597	4,073	1,982	2,091
計	103,256	234,407	111,168	123,239

(令和 2 年国勢調査確定値を基礎資料とした推計人口)

【人口ピラミッド】

令和4年10月1日現在



(令和2年国勢調査確定値を基礎資料とした年齢別推計人口)

※年齢不詳者(男 1,597 人、女 1,236 人)は含まない。

4 本市の有人島

【企画部】

有人島名	面積 (k m ²)	人口(人)	世帯数
黒島 (黒島町)	4.66	336	196
高島 (高島町)	2.67	153	61
宇久島 (宇久地区)	24.90	1,717	1002
寺島 (宇久地区)	1.30	11	10

※ 面積は、全国都道府県市区町村別面積調：国土地理院（令和5年1月1日現在）、人口は、令和2年国勢調査確定値を基礎資料とした推計人口（令和5年6月1日現在）。

5 道路の位置等

【土木部、農林水産部】

近年、高規格幹線道路である西九州自動車道の整備が進み、全国的な自動車交通網に直結できたことから、本市域内外の道路ネットワークの充実が図られている。

本市の幹線道路ネットワークとしては、九州各方面を連絡する西九州自動車道（整備中）をはじめ、県都長崎市を連絡する西彼杵道路（整備中）、県央・県南・長崎空港を連絡する東彼杵道路（未着手）がある。

また、これら規格の高い道路を補完する道路として市内各地域を連絡する国道35号、国道204号、国道498号、主要地方道佐世保日野松浦線、主要地方道の佐世保吉井松浦線、佐々鹿町江迎線など、一般県道の佐世保世知原線、佐世保鹿町線などがあり、市民生活に密着した市道などにより、道路ネットワークが構成されている。

一方、農業の振興を図ることを目的とした農道の整備も進んでいるが、基幹的な農道としては、複数の市町村の農業振興を図る広域農道と地域の農業振興を図る農免農道がある。

広域農道としては、世知原・吉井地区から松浦市を結ぶ北松南部地区広域農道と江迎地区から平戸市を結ぶ北松北部地区広域農道がある。（北松やまびこロード）

農免農道としては、「三川内地区」、「木原地区」、「針尾地区」、「小佐々地区」及び宇久島の「木場地区」農免農道がある。

これらの基幹的な農道は、農村における生活環境の改善や農業振興はもとより、国道道のバイパス的な機能を有するものもあり、市民生活の利便性の向上にも大きく寄与している。





6 鉄道、港湾、空港の位置等

【防災危機管理局、企画部、港湾部、農林水産部】

(1) 鉄 道

① J R 九州

ア 佐世保線

J R 九州の佐世保線は、江北駅（佐賀県杵島郡江北町）から武雄、有田及び本市の早岐を経由して佐世保間の48.8km計15駅の路線で、福岡市と佐世保市を結ぶ路線となっている。

通過駅 佐世保～日宇～大塔～早岐～三河内～有田～上有田～三間坂～永尾～武雄温泉～高橋～北方～大町～江北…（博多）

イ 大村線

大村線は、大村湾沿いに早岐駅から諫早駅に至る47.6km計13駅の路線で、長崎市から大村市、川棚町を経て、佐世保市を結ぶ路線となっている。

通過駅 （佐世保）…早岐～ハウステンボス～南風崎～小串郷～川棚～彼杵～千綿～松原～大村車両基地～竹松～新大村～諏訪～大村～岩松～諫早…（長崎市）

② 松浦鉄道

第3セクターの松浦鉄道は、佐世保駅から有田駅（佐賀県有田町）まで93.8km計57駅の区間となっている。北松浦半島を一周する地域に密着した公共交通機関である。

主な通過駅 佐世保…左石…相浦…佐々…江迎鹿町…たびら平戸口…松浦…伊万里…有田

(2) バス

市内に本社を置く乗合バス事業者は、民間企業の西肥バス、させぼバス及び第3セクターとして宇久島における宇久観光バスの3事業者である。

させぼバスは、本市内のみ営業路線となっており、西肥バスは本市を中心として、乗り合いバスとしては、長崎空港、川棚、嬉野、波佐見、平戸、松浦、伊万里、有田までを路線に含み、ともに地域住民の生活路線として重要な役割を果たしている。

(3) 港湾、漁港及び旅客輸送

佐世保港は、第2次世界大戦終戦前までは、旧海軍の軍港として発展してきたという歴史があり、戦後も港を中心に発展を遂げてきたことから、港湾施設は極めて重要な位置を占めている。戦後は、商港への転換を図ったものの朝鮮戦争勃発による米海軍の再接収以降、佐世保湾内の約80%（港湾法による）の水域がその使用について制限されている現状にある。

三浦地区からは、定期航路として、宇久、小値賀、有川へ向けたフェリー、高速船が運航しており、また、西彼杵半島沿いの大島、松島及び池島に向けた航路、相浦を経由して平戸島の津吉に向けた航路がある。

また、相浦地区は、古くは北松炭坑の石炭積み出し港として隆興をみたが、現在では、黒島、高島へのフェリー発着港として、外海離島、近隣の市町の重要な交通手段の要となっている。

主な港湾施設としては、三浦地区に鯨瀬ターミナル、新みなとターミナル、佐世保港国際ターミナル、三浦地区、干尽地区、前畑地区、浦頭地区、相浦地区などに60m～260mの岸壁を有している。

特に三浦地区及び前畑地区には、220m、260mの岸壁、水深－7.5m～－13m（暫定－11m）の係留施設があり、15,000トン級～20,000トンの船舶が接岸可能である。

漁港については、佐世保市が管理する漁港としては、16漁港、県が管理するものとしては、宇久地区に2漁港（平漁港、神の浦漁港）、小佐々地区に1漁港（楠泊漁港）が所在する。

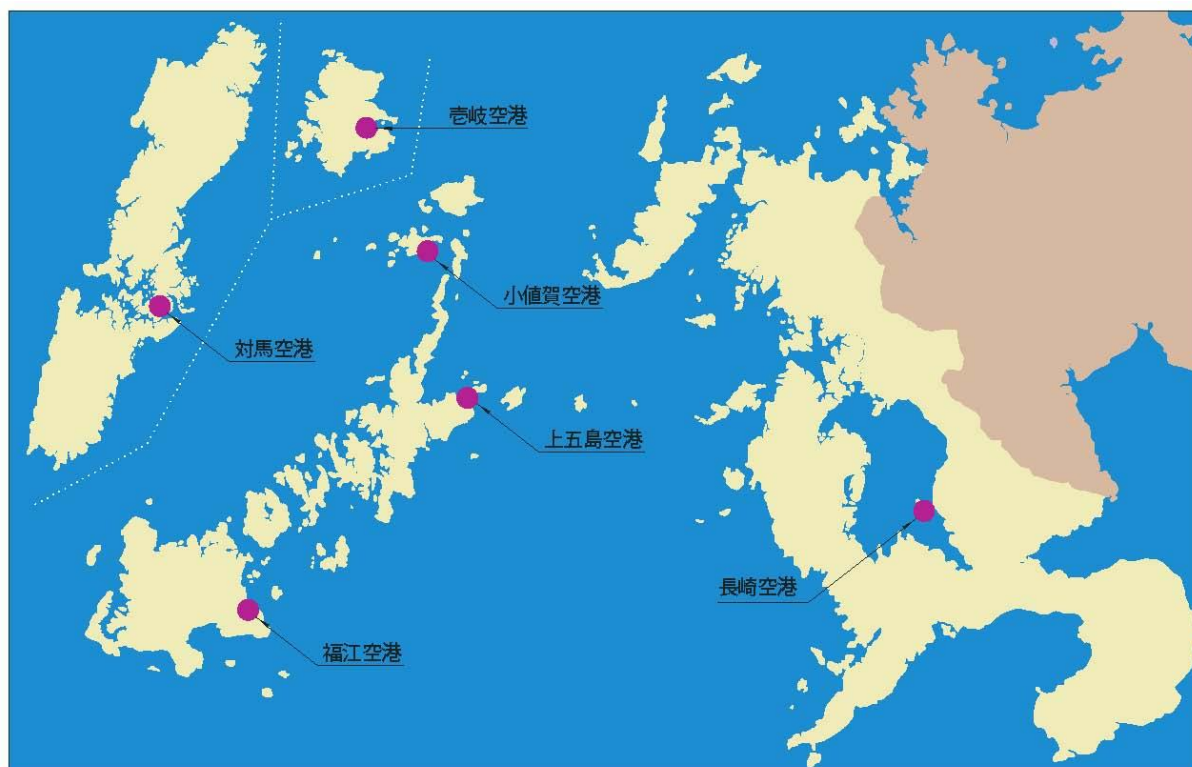
漁船数としては、1,061隻が登録されている。（漁港部分 R4.2.24 現在）

【航路図】



(4) 空港及び航空旅客輸送

本市に近い空港は、大村湾上にある長崎空港があり、全国の主要都市をはじめ離島と本土を結ぶ航空路を有している。



7 産業立地及び観光

【防災危機管理局、観光商工部】

(1) 産業立地

本市は旧海軍工廠時代から引き継いだ造船・機械金属関連産業を中心に発展してきたが、現在では就業人口からみると、第1次産業3.7%、第2次産業18.5%、第3次産業75.7%と、第3次産業にウエイトをおく、商業都市的色彩が濃い産業構造となってきた。（数値は令和2年国勢調査）

製造業が集積している地域としては、北部では小佐々地区及び相浦・光地区、中心部では立神地区、南部では三川内地区、広田地区や白岳・沖新地区などが挙げられる。

また、商業が集積して立地している地域としては、南部ではハウステンボス地区や早岐・広田地区、日宇・大塔地区、大宮地区などが挙げられ、中心部では佐世保駅周辺や三ヶ町、四ヶ町などの中心商店街及びその周辺部、俵町地区など、北部では大野地区や相浦地区などが挙げられる。

(2) 観光

観光としては、南部針尾地区のテーマパーク「ハウステンボス」と、北部鹿子前地区の「九十九島パールシーリゾート」が観光集客の核となっている。本市を訪れる観光客は、クルーズ船の寄港増加に伴い、日本人のみならず、広く中国、韓国などの海外からの観光客が増加している。

【主な観光施設の各月一日あたりの平均来場者数】

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
九十九島 パールシーリゾート	1,198	1,481	2,084	1,874	2,559	1,429	1,962	3,361	1,915	2,003	1,711	1,223	1,900
弓張岳	204	207	261	338	375	298	231	346	326	295	286	176	278
動植物園	352	381	749	689	1,180	308	281	489	401	737	499	233	524
西海橋	1,045	1,132	1,726	2,821	2,053	1,014	940	815	1,109	1,299	1,250	970	1,347
烏帽子岳	168	127	326	399	588	251	264	385	327	365	298	177	306
ハウステンボス	5,077	5,942	8,777	6,933	8,522	4,396	5,770	9,193	5,800	6,651	7,573	8,241	6,906
世知原	444	413	448	397	386	383	396	381	378	391	368	377	396
展海峰	377	654	1,130	1,192	1,120	756	539	578	601	1,513	834	450	812
合 計	10,466	12,595	17,147	17,968	20,119	11,247	12,767	21,728	16,365	18,369	15,376	16,915	15,957

※来場者数については、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症対策による行動制限による影響を考慮し、令和元年における数字としている。

※合計については、本市観光客数の合計を平均したものであり、記載している施設の各月の平均の合計ではない。

※世知原：山暖簾の宿泊者数・日帰り入浴者数と県立世知原少年自然の家利用客数の合計

第5章 佐世保市における米国海軍及び自衛隊施設について

【防災危機管理局、基地政策局】

1 米海軍佐世保基地段落

現在、米海軍佐世保基地は、第7艦隊に対する支援体制として、弾薬、燃料油、兵器及び兵器部品等の貯蔵並びに搬出基地として、また、艦艇及び施設の修理、維持管理、さらには佐世保を母港とする部隊、寄港する米国太平洋艦隊所属の艦艇や指定された所轄外部隊の業務に対する後方兵站基地としての任務等を担っている。

なお、米海軍佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）は、市中心部の東南にあたる丘陵地帯に存し、周辺には住宅地が迫ってきている。また、隣接する湾奥部には本市の前畑地区外貿埠頭、三浦地区内貿埠頭などがあり、船舶の往来も多くある中を縫うように行われる弾薬運搬は、海上交通上危険性をはらんでいるなど、弾薬庫の存在は周辺住民、船舶に大きな不安を与えている。また、針尾島弾薬集積所にも広大な同種の施設を有している。

赤崎貯油所及び庵崎貯油所は、旧日本海軍施設を引き継ぐ形で米軍が使用してる。

その貯油容量は約250万バーレルとなっている。

米軍基地内における軍人、軍属及びその家族の人数は非公表であるが、提供施設内では住宅が不足しており、市内の民間住宅にも居住している。

また、米軍基地内には、約1,800人の日本人従業員が働いている。

【米軍施設】

（令和5年4月1日現在）

施設名称	所在地	土地（㎡）	建物（㎡）
佐世保海軍施設	平瀬町・立神町	496,150 (共同使用 8,598)	154,442 (共同使用 2,165)
佐世保ドライドック地区	立神町	82,732 (共同使用 41,329)	2,116 (共同使用 319)
赤崎貯油所	庵浦町・赤崎町・船越町・下船越町	753,641	18,934
佐世保弾薬補給所	前畑町	582,098	15,920
庵崎貯油所	庵浦町	227,422	642
針尾島弾薬集積所	針尾北町・有福町・江上町	1,297,173	2,672
立神港区	立神町	134,864	43,178
崎辺小銃射撃場	崎辺町	—	5,347 (共同使用 5,347)
針尾住宅地区	江上町・指方町	354,077	110,490
合計		3,928,159 (共同使用 49,927)	353,745 (共同使用 7,831)

※ 横瀬貯油所（西海市）は、土地 678,511 ㎡、建物 13,970 ㎡（R5.4.1 現在）

※ （ ）内は地位協定2条4項bに基づく共同使用分で、内数である。

※ 小数点未満は切り捨てなので、合計が符合しない場合がある。

2 海上自衛隊

海上自衛隊佐世保地方総監部は、我が国の西方及び南方の広大かつ重要な海域における防衛・警備の要として設置されており、自衛艦隊等に所属する艦艇等に対する後方支援も併せて行っている。

特に、担当の佐世保警備区域内には、大小多数の島嶼を有するため、緊急患者等の緊急輸送等のほか災害派遣の出動も重要な任務となっている。

また、針尾地区及び金山地区に弾薬庫を有し、さらに、太田貯油所、庵崎貯油所(施設の一部共同使用)を有している。

佐世保地方総監部を中心に本市所在の各部隊の隊員約 5,500 人を擁している。

【海上自衛隊施設】

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名称	所在地	土地 (㎡)	建物 (㎡)
佐世保地方総監部	平瀬町	38,565	8,472
平瀬庁舎	〃	8,121	4,168
佐世保衛生隊	〃	6,900	3,833
平瀬隊舎	〃	14,799 (共同使用 1,875)	11,542
東倉庫	〃	0 (共同使用 7,581)	0 (共同使用 1,715)
平瀬訓練場	〃	14,188	1,867
西倉庫	立神町	30,053	8,210
佐世保造修補給所	〃	0 (共同使用 31,179)	21,073
平瀬待機所	〃	2,783	1,330
佐世保ドライドック	〃	0 (共同使用 28,114)	329 (共同使用 1,593)
佐世保基地業務隊	干尽町	53,612	9,664
太田貯油所	崎辺町	113,157	1,424
佐世保教育隊	〃	190,348	59,239
火工整備場	〃	25,144	2,096
崎辺射撃場	〃	佐世保教育隊に含む	佐世保教育隊に含む
佐世保警備隊	〃	91,415	19,841
崎辺東地区(仮称)	〃	141,856	2,719
金山弾薬庫	大塔町	178,798	4,997
向後崎警備所	俵ヶ浦町	67,314	722
針尾送信所	針尾中町	13,832	710
針尾弾薬庫	針尾北町	214,646 (共同使用 47,703)	5,214
庵崎貯油所	庵浦町	0 (共同使用 44,533)	200
烏帽子岳無線中継所	小佐世保町	420	84
佐世保史料館	上町	3,620	4,464
合 計	所在地	1,209,571 (共同使用 160,985)	172,198 (共同使用 3,308)

※ () 内は米軍施設を共同使用しているもので、外数である。

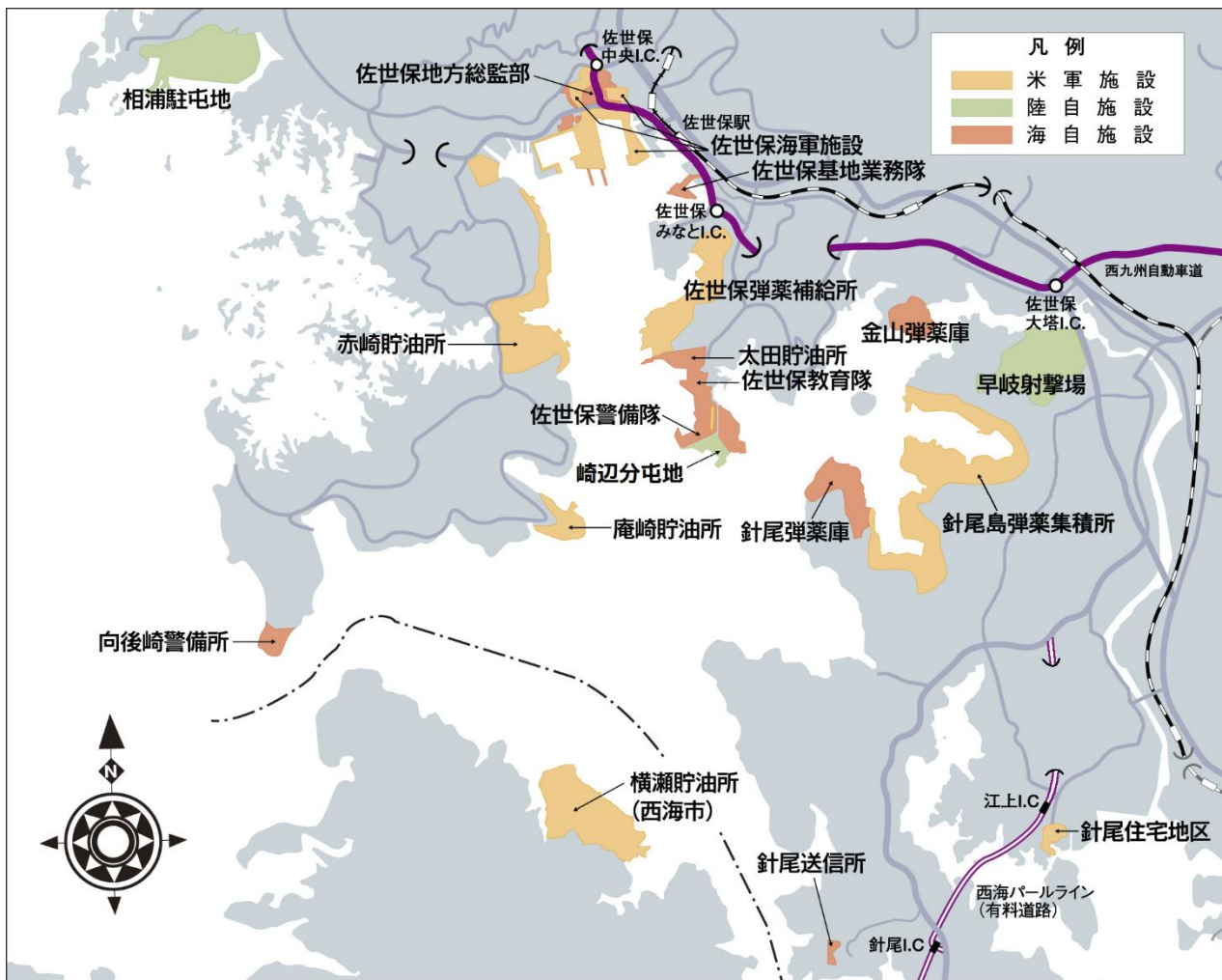
3 陸上自衛隊

陸上自衛隊施設としては、陸上自衛隊で唯一の水陸両用作戦に任ずる部隊である水陸機動団等が所在する相浦駐屯地（隊員規模：約 2,400 名）及び崎辺分屯地を有している。また、針尾島に相浦早岐基本射撃場が所在している。

【陸上自衛隊施設】

(令和5年4月1日現在)

施設名称	所在地	土地 (㎡)	建物 (㎡)
相 浦 駐 屯 地	大湊町	927, 161	64, 636
相浦早岐基本射撃場	有福町	770, 880	128
崎 辺 分 屯 地	崎辺町	134, 036	11, 464
合 計		1, 832, 077	76, 228



第6章 佐世保市国民保護計画が対象とする事態 【防災危機管理局】

佐世保市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、国の基本指針及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類 型	特 徴
着 上 陸 侵 攻	国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	突発的に被害が発生することもある。
弾 道 ミ サ イ ル 攻 撃	発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。
航 空 攻 撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、国の基本指針及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

事 態		事 態 例
よる 分 類	攻撃対象施設等に 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○原子力事業所等の破壊 ○石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○危険物積載船への攻撃 ○ダム等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○列車等の爆破
類 攻 撃 手 段 に よ る 分	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○弾道ミサイル等の飛来

第2編

平素からの備えや予防

- 第1章 組織・体制の整備等
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 生活関連等施設の把握等
- 第4章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第5章 国民保護に関する啓発

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局室における平素の業務

【全部局】

市の各部局室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部局名	平 素 の 業 務
防災危機管理局 (本部)	○国民保護に関する業務の総括に関すること。 ○各部局間の調整に関すること。 ○国民保護に関する企画立案に関すること。 ○市国民保護協議会の運営に関すること。 ○市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）に関すること。 ○避難実施要領の策定に関すること。 ○避難施設の指定の協力に関すること。 ○住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ○避難及び救援のための物資及び資材（他の部局に属するものを除く）の備蓄・整備に関すること。 ○国民保護措置についての訓練に関すること。 ○特殊標章等の交付に関すること。 ○国民保護措置関係予算に関すること。 ○武力攻撃災害等への対処に関すること。 ○住民の避難誘導に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。
基 地 政 策 局	○米軍、自衛隊との連絡調整及び施設の把握、政策立案並びに対策に関すること。
企 画 部	○関係する各種統計データの収集整備に関すること。 ○在住及び滞在外国人に対する支援に関すること。 ○宇久行政センター、各分室の連絡調整に関すること。
総 務 部	○市長・副市長の秘書に関すること。 ○職員の服務、給与に関すること。 ○動員体制の整備支援に関すること。 ○広報及び広聴に関すること。 ○情報機器・伝達手段（サーバー、P C 等設備、インターネット等）の運用・確保に関すること。
財 務 部	○庁舎、公有財産の管理、運用に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
市 民 生 活 部	○安否情報の収集体制の整備に関する事。 ○N P O（民間非営利組織）、ボランティアの支援に関する事。 ○人権の擁護に関する事。 ○救援のための備蓄用飲料水（ペットボトル等）、食品の整備・備蓄に関する事。 ○避難施設の運営体制の整備に関する事。 ○埋葬及び火葬の手続に関する事。
子 ども 未 来 部	○児童福祉施設全般に関する事。 ○保育所・幼稚園・認定こども園等との連絡調整に関する事。 ○子ども（障がい児含む）などその他配慮を要する子どもの安全確保及び支援体制整備に関する事。 ○保健衛生に関する事。
環 境 部	○廃棄物等の処理に関する事。 ○被災地区の汚染調査及び対策に関する事。 ○緊急時環境放射線モニタリングの実施に関する事。
保 健 福 祉 部	○高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ○避難施設の運営体制の整備に関する事。 ○医療、医薬品等の備蓄及び供給体制の整備に関する事。 ○保健衛生、防疫に関する事。 ○救急医療体制の整備に関する事。 ○埋葬及び火葬に関する事。 ○動物の保護に関する事。
企業立地推進局	○中小企業等に対する支援に関する事。
観 光 商 工 部	○商工関係団体との連絡調整に関する事。 ○観光客及び民間観光施設に対する啓発・支援に関する事。 ○市観光施設の把握 ○競輪事務所にに関する事。
農 林 水 産 部	○農水関係団体との連絡調整に関する事。 ○漁港施設等の把握、対策に関する事。 ○農道及び林道の把握・対策に関する事。
土 木 部	○河川、急傾斜地、地すべり等危険箇所の把握、対策に関する事。 ○避難住民の輸送経路の確保、計画に関する事。 ○道路の把握、対策に関する事。
都 市 整 備 部	○仮設住宅に関する事。 ○有事災害に備えたまちづくりにに関する事。
港 湾 部	○避難住民の船舶輸送手段の確保、計画に関する事。 ○港湾施設の把握、対策に関する事。
教 育 委 員 会	○市立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事。 ○文化財の保護に関する事。

部局名	平 素 の 業 務
	○国際人道法の普及、教育に関すること。 ○避難施設の運営体制の整備に関すること。
水 道 局	○救援のための飲料水の確保に関すること。
消 防 局	○消防配備の体制に関すること。 ○消防車両等による住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ○消防業務に関すること。
会 計 管 理 室	○義捐金の保管に関すること。
議 会 事 務 局	○議会との連絡調整に関すること。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部局室間の調整、企画立案等については、防災危機管理局長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

【全部局】

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、佐世保市消防局（指令課）との連携を図りつつ、速やかに市長及び防災危機管理局国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	防災危機管理局及び関係課職員が参集
②危機対策会議体制 (第1次体制：副市長を長とする体制)	原則として、「佐世保市危機管理対応指針」に基づき、危機対策会議委員を招集し、発生した災害の性格、規模及び推移により所要の課かいの職員については適宜増減する。
③危機対策会議体制 (第2次体制：事態の状況に応じて市長を長とする体制)	
④市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部局の対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により本市において多数の人を殺傷する行為等の事案の発生が予想される場合又は発生したことを把握した場合）		③
事態認定後	国から市対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	②
		市の全部局での対応が必要な場合	③
	国から市対策本部設置の通知を受けた場合		④

※①、②及び③の体制を整えるかどうかの判断は、危機管理監が行う。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び防災危機管理局職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び防災危機管理局職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市 長	危機管理監 （副市長）	危機管理監補 （副市長）	防災危機管理局長
危機管理監 （副市長）	危機管理監補 （副市長）	防災危機管理局長	消 防 局 長
危機管理監補 （副市長）	防災危機管理局長	消 防 局 長	総 務 部 長
防災危機管理局長	消 防 局 長	総 務 部 長	企 画 部 長

市対策本部員の代替については、各本部員があらかじめ指名する者を代替職員とする。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【所掌事務】

体 制	所 掌 事 務
① 担 当 課 体 制	情報収集を行い、状況の把握及びその対応（処理）等にあたるものとする。
② 危機対策会議体制 (第1次体制：危機管理監を長とする体制)	○地域住民に対する情報等の伝達及び避難の指示に関する こと。 ○報道機関への連絡発表に関すること。 ○関係情報の収集、分析等に関すること。
③ 危機対策会議体制 (第2次体制：事態の状況に応じて市長を長とする体制)	○災害の総括に関すること。 ○自衛隊、医療機関への対応要請に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。 ○その他特命事項に関すること。
④市国民保護対策本部体制	以下の市国民保護対策本部長の総合調整権の行使について必要な協議・調整に関すること。 ○市の区域内の国民保護措置に関する総合調整 ○県の対策本部長に対する総合調整の要請 ○職員の派遣の求め ○情報提供の求め ○国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め ○市の教育委員会に対する措置の実施の求め

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

【消防局】

(1) 佐世保市消防局及び消防署における体制

佐世保市消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

【総務部、財務部】

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、佐世保市文書規程（昭和 36 年規則第 24 号）等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

【防災危機管理局、消防局】

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、地域防災計画に定められた防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 米軍との調整及び連携

市は、米軍基地と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方については、防衛省九州防衛局、県、米海軍横瀬貯油所を有する西海市及び米海軍佐世保基地と協議の場を設けて、意見交換を行うこととする。

それぞれの連絡窓口は、以下のとおりである。

機 関 名	担 当
米海軍佐世保基地	危機管理担当士官
長 崎 県	危機管理課長
佐 世 保 市	防災危機管理局次長又は防災危機管理局主幹
西 海 市	防災基地対策課長補佐

2 県との連携

【防災危機管理局】

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画に関する県との協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

【防災危機管理局、消防局】

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC（核・生物・化学）対応可能部隊数やNBC（核・生物・化学）対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

【防災危機管理局、保健福祉部、消防局】

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院（佐世保市総合医療センター、北松中央病院、長崎労災病院）、救命救急センター（佐世保市総合医療センター、国立病院機構長崎医療センター：大村市）、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、これらのことについて定める協定の締結に努めるなど、自然災害に対する防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティア等に対する支援

【防災危機管理局、市民生活部、保健福祉部】

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会・自治会・町内公民館等（以下これらを「町内会等」という。）のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団、市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のNPO（民間非営利組織）・ボランティア等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のNPO（民間非営利組織）・ボランティア等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

【防災危機管理局】

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

【防災危機管理局、総務部、財務部、消防局】

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	○武力攻撃事態等における警報や避難措置も指示等が迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線を中心に、情報伝達手段の的確な管理・運用に努める。
	○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	○被災現場の状況の写真等を県対策本部等に伝送するシステムの構築を図る。
	○武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	○夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	○通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

運用面	○無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	○電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	○担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	○国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 個人情報の取扱い

市は、個人情報の取扱いについては法令の規定に基づき十分留意する。

2 警報等の伝達に必要な準備

【防災危機管理局】

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などを活用した訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を

図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、港湾、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

【防災危機管理局、市民生活部】

(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷した住民	⑪ 連絡先その他必要情報
① 氏名	⑫ 親族・同居者への回答の希望
② フリガナ	⑬ 知人への回答の希望
③ 出生の年月日	⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
④ 男女の別	
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）	2 死亡した住民
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報 （前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）	（上記①～⑦に加えて）
⑧ 負傷（疾病）の該当	⑮ 死亡の日時、場所及び状況
⑨ 負傷又は疾病の状況	⑯ 遺体が安置されている場所
⑩ 現在の住所	⑰ 連絡先その他必要情報
	⑱ ①～⑦、⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意

【様式第1号】

避難 住 民 に 該 当 す か の 別	武力攻撃災害 により死亡し 又は負傷した 住民に該当す るか否かの別	同意の有 無	氏 名	フリ ガナ	出生の 年月日	男 女 の 別	住 所	国 籍	そ の 他 を 識 別 す る た め の 情 報	居 所	負傷又は 疾病の 状況	連絡先 安否の 確認に 必要と 認めら れる情 報	備 考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合には、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

【防災危機管理局】

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
佐 世 保 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 佐世保市△△町B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

【防災危機管理局、消防局】

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県職員能力開発センター等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング（インターネットを使った教育・学習）等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト(内閣官房)】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】 <http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国・県の職員、危機管理に関する知見を有する消防職員、自衛隊、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用し、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的ものとするよう努めるとともに、米海軍佐世保基地の訓練参加に向け調整を行う。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
 - ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
 - ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- (3) 訓練に当たっての留意事項
- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
 - ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
 - ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
 - ④ 市は、町内会等及び自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
 - ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、港湾旅客ターミナル、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
 - ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

【防災危機管理局、企画部、土木部、港湾部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、消防局】

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

資料の種別	資 料 名
市 域 地 図	管内図
区 域 内 の 人 口 分 布	住民基本台帳による人口及び世帯数、年齢別人口 （全体並びに本庁管内及び支所・行政センター管内別）
	通勤・通学人口及び昼間人口 （国勢調査・総務省統計局）
	人口集中地区の人口（国勢調査・総務省統計局）
区 域 内 の 道 路 網 の リ ス ト （避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）	市道路管内図
	道路現況表
	緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表
区 域 内 の 輸 送 施 設 リ ス ト	港湾施設の一覧
	ヘリコプター離発着場、離発着適地一覧及び配置図
輸 送 力 の リ ス ト （鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ） （鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）	バス事業者の輸送力
	鉄道事業者の輸送力
	旅客船事業者の輸送力
	旅客機事業者の輸送力
避 難 施 設 の リ ス ト （避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）	トラック運送事業者の輸送力
	全国（県内）避難施設データベース
	佐世保市避難施設一覧（詳細）
備蓄物資、調達可能な物資のリスト	備蓄物資の所在地、数量等のリスト
生 活 関 連 等 施 設 等 の リ ス ト （避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）	生活関連等施設一覧
社会福祉施設、病院、学校等のリスト	社会福祉施設等一覧表（年度版）
	長崎県医療統計（年度版）
	学校一覧・教育統計（年度版）

資料の種別	資 料 名
関係機関（国、市町、民間事業者等） の連絡先一覧協定	関係機関連絡先一覧表
	関係機関協定書の写し
町内会等の連絡先一覧 （代表者及びその代理者の自宅及び勤務 先の住所、連絡先等）	町内会等、自主防災組織連絡先一覧
消防機関のリスト	消防局・署・団の所在地等一覧
	消防団幹部の連絡先一覧
	消防機関の装備資機材一覧
避難行動要支援者のリスト	避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、特に高齢者、障がい者等のうち自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講ずることとする。

その際、避難誘導時において、消防局、保健福祉部を中心とした横断的な「避難行動要支援者対策組織」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者の避難支援対策について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして作成している避難行動要支援者名簿を活用することも必要である。

避難行動要支援者の避難を円滑に行うために災害発生時には、その名簿を活用し、福祉関係部局、防災関係部局、避難支援等関係者が連携し、避難行動要支援者の避難誘導等に当たる（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

【避難支援等関係者】

佐世保市地域防災計画に定める避難支援等関係者を準用し、以下のとおりとする。

ア 佐世保市消防局、佐世保市消防団

イ 長崎県警察

ウ 民生委員

エ 佐世保市社会福祉協議会

オ 自主防災組織、町内会等その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 米軍基地との連携

市は、米軍基地内の日本人従業員等の避難に関して、警報等の情報の伝達方法や避難の具体的方法について、米軍基地と連携して実施できるよう、平素から連絡体制を確立するとともに、具体的対応の協議を進めておく。

2 避難実施要領のパターンの作成

【防災危機管理局】

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊、米海軍等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

【防災危機管理局、市民生活部、環境部、保健福祉部】

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【市対策本部において集約・整理する主な基礎的資料】

資 料 の 種 別	資 料 名
収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト	全国避難施設データベース
	長崎県避難施設一覧
	市内避難施設一覧（詳細）
	社会福祉施設等一覧表（年度版）
	県内宿泊施設のリスト
備蓄物資、調達可能な物資のリスト	建設業協会のリスト
	防疫用薬剤等調達先調べ
関係医療機関のデータベース	長崎県の医療機関等のリスト
	市内の医療機関等のリスト（詳細）

資 料 の 種 別	資 料 名
産 業 廃 棄 物 処 理 業 者 の リ ス ト	産業廃棄物処理業者名簿
墓 地 及 び 火 葬 場 等 の デ ー タ ベ ー ス	霊柩輸送事業者の一覧
	東部芳世苑、西部芳世苑のデータ
	墓地一覧

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

【防災危機管理局、土木部、港湾部、企画部】

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港 湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- ④ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市及び近隣市町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島における留意事項

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）及び県国民保護計画を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾、空港等までの輸送体制 など

(4) 交通の確保に関する県警察との連携

市は、市道の道路管理者として、県警察が交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるよう、県警察と密接に連携する。

5 避難施設の指定への協力

【防災危機管理局】

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有し、県と連携して住民に周知する。

6 動物の保護に関して配慮すべき事項

【観光商工部、保健福祉部】

市は、災害時における動物の管理等への備えと併せて、国（環境省、農林水産省）から別途示されている「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

- ・ 九十九島動植物園における危険動物等の逸走対策
- ・ 民間における危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第3章 生活関連等施設の把握等

【全部局】

1 生活関連等施設の把握等

(1) 市内の生活関連等施設

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経 済 産 業 省	—
	2号	ガス工作物	経 済 産 業 省	—
	3号	貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、配水施設	厚 生 労 働 省	環 境 部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国 土 交 通 省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総 務 省	—
	6号	放送用無線設備	総 務 省	—
	7号	水域施設、係留施設	国 土 交 通 省	土 木 部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国 土 交 通 省	土 木 部
	9号	ダム	国 土 交 通 省 農 林 水 産 省	土 木 部 農 林 部
第28条	1号	危険物	総 務 省 消 防 庁	危機管理部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚 生 労 働 省	福祉保健部
	3号	火薬類	経 済 産 業 省	危機管理部
	4号	高圧ガス	経 済 産 業 省	危機管理部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	—
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	—
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律）	厚 生 労 働 省 農 林 水 産 省	福祉保健部 農 林 部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経 済 産 業 省	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	—
	11号	毒性物質	経 済 産 業 省	—

※ 所管県担当部局欄の「—」は、長崎県において、国民保護法施行令各号に該当する施設がなく、長崎県の担当部局がないことを示す。

(2) 市が管理する生活関連等施設の安全確保

市は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

【防災危機管理局、観光商工部、市民生活部、保健福祉部、水道局、消防局】

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 市民への啓発

住民の避難や避難住民等の救援に必要な食料、飲料水、生活必需品等必要な物資の備蓄・整備については、行政機関だけの取り組みには限界があるため、市民自らの取り組みが必要である。

このため、市は、市民に対して非常時における備蓄の必要性について理解を求め、啓発を行う。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

【全部局】

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対

する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査（平成17年3月31日以前の佐世保市の区域を除く。）の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発 【防災危機管理局、観光商工部、教育委員会】

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 観光施設、宿泊施設、大規模集客施設並びに大規模事業所等における啓発

市は、観光施設、宿泊施設及び大規模集客施設並びに大規模事業所等の管理者に対し、避難所、避難経路を確実に伝達するとともに、観光客又は就労者等の避難が円滑に行われるよう啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 【防災危機管理局】

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編

武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 市対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 特殊標章等の交付及び管理

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 【防災危機管理局】

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

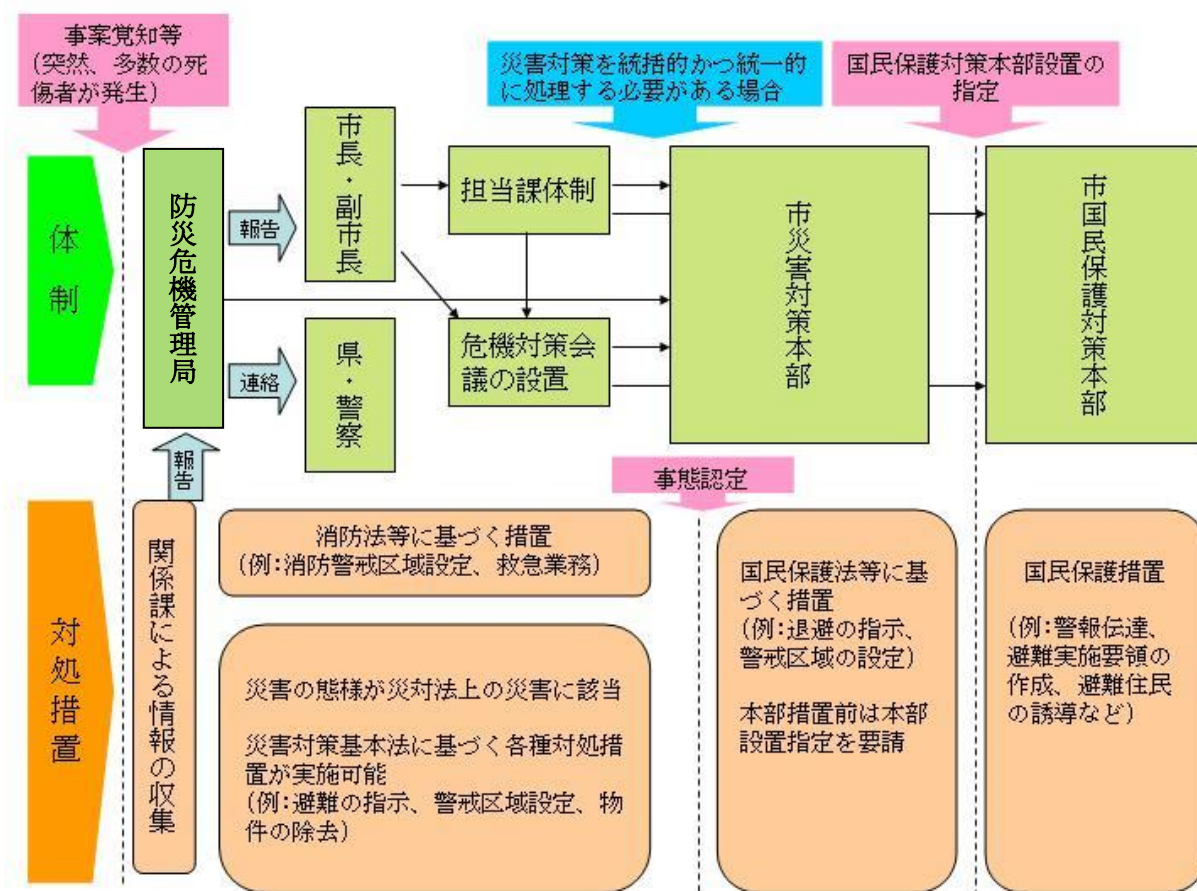
1 危機対策会議等の設置

(1) 関係各部局室は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合又は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、直ちにその旨を防災危機管理局を通じて市長、副市長及び防災危機管理局長に報告するとともに、防災危機管理局は、県及び県警察に連絡する。

この場合において、副市長は、市としての的確かつ迅速に対処するため、事態の状況に応じて、担当課体制又は危機対策会議若しくは地域防災計画に基づく災害対策本部を速やかに設置し、初動体制にあたるものとする。

事案が発生し、初動体制を確立し、市対策本部を設置するまでの流れを整理すると次のとおりとなる。

【初動体制の確立から市対策本部を設置するまでの流れ】



- (2) 担当課体制は、防災危機管理局長を長として、防災危機管理局、警防課、その他関係各課の課長等をもって構成し、事態に関する情報の収集に努め、事態を的確に把握するとともに、初動体制の準備を検討する。
- (3) 危機対策会議は、「佐世保市危機管理対応指針」及び「佐世保市危機対策会議設置要綱」に基づき設置する。
 - 危機対策会議は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機対策会議を設置した旨について、県（危機管理課）に連絡を行う。

この場合、危機対策会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。
- (4) 危機対策会議の設置後、事態がさらに進展し、災害対策を統括的かつ統一的に処理する必要があると認める場合で、その態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、危機対策会議を廃止し、地域防災計画に基づく市災害対策本部を設置する。この場合においてもその旨を県に連絡を行う。

2 初動措置の確保

市は、危機対策会議又は地域防災計画に基づく市災害対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされたが、本市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

3 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 対策本部への移行に要する調整

危機対策会議又は地域防災計画に基づく市災害対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行し、危機対策会議又は地域防災計画に基づく市災害対策本部は廃止する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

【全部局】

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に危機対策会議又は地域防災計画上の市災害対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部の設置があった場合、全職員は、直ちに参集するものとする。また、テレビ、ラジオ、インターネット等から市対策本部を設置すべき市の指定を受けたとの情報を得た場合は、参集の指示を待つことなく、自主的に登庁しなければならない。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市役所本庁舎5階庁議室に市対策本部を設置する。市長は、市対策本部を設置したときは、以下の者に市対策本部を設置した旨を連絡する。

- 市議会
- 県（危機管理部）
- 陸上自衛隊第16普通科連隊
- 海上自衛隊佐世保地方総監部
- 佐世保海上保安部
- 指定地方公共機関
- （○ 米海軍佐世保基地危機管理担当士官）

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設は以下のとおりとする。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することが

できない場合には、市対策本部の設置場所について知事と協議を行う。

第1順位 消防局（消防本部）

第2順位 消防局東消防署

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

ア 市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は、市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。

イ 市対策本部の副本部長は、副市長をもって充て、市対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。なお、副市長に事故があるときは、防災危機管理局長、総務部長の順位で市対策本部長の職務を代理する。

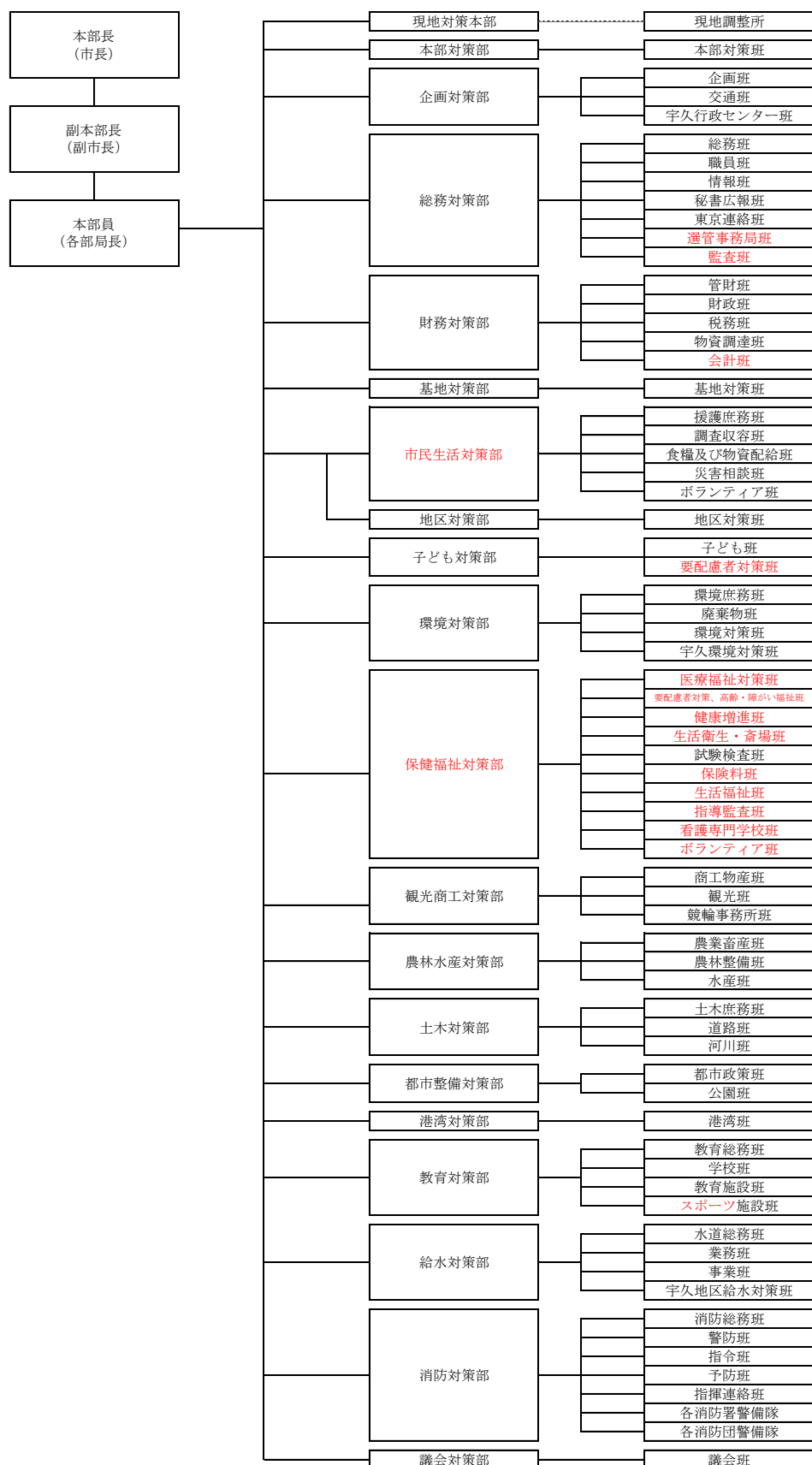
ウ 市対策本部の本部員は、

防災危機管理局長	総 務 部 長	企 画 部 長	財 務 部 長	基地政策局長
市民生活部長	子ども未来部長	環 境 部 長	保健福祉部長	観光商工部長
農林水産部長	土 木 部 長	都市整備部長	港 湾 部 長	教 育 長
水 道 局 長	消 防 局 長	議会事務局長		

をもって充てる。

エ 市対策本部に部を、各部に班を置き、その組織図は次のとおりとする。

(佐世保市国民保護対策本部の組織図)



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする。
 （市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）

【佐世保市国民保護対策本部編成及び事務分掌】

各対策部の動員については、各部各班の実情に応じて、各部局長は、あらかじめ配備要員を定め、所属職員の担当事務を周知徹底させ、各部班長の指示を受けて活動し得る体制を整えとともに、要員招集のための連絡の方法などもあらかじめ定めておくものとする。

■国民保護対策本部の各対策部共通分掌事務

共通分掌事務	○ 部内の災害対応マニュアル（佐世保市職員参集ハンドブック）の策定に関する事。 ○ 部関連に関する防災広報、広聴に関する事。 ○ 災害応急対策に必要な人員の確保に関する事。 ○ 災害対策本部への職員の派遣に関する事。 ○ 現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関する事。 ○ 職員の安否確認、参集状況及び参集時に収集した被害状況等の災害対策本部への報告に関する事。 ○ 部内の災害状況に関する情報収集、調査及び災害対策本部への報告に関する事。 ○ 災害対策本部、各対策部、部業務関係機関との連絡調整に関する事。 ○ 国民保護法に基づく国民保護措置の実施に関する事。 ○ 部関連の災害記録に関する事。 ○ 他対策部への応援に関する事。 ○ 非常時優先業務の選定及び見直しに関する事。 ○ 外部からの人的及び物的支援の受入れ（受援）業務の選定及び見直しに関する事。
--------	--

■防災危機管理局 国民保護対策体制

対策部名：本部対策部【部長：防災危機管理局長】	
班名：本部対策班【班長：防災危機管理局次長又は防災危機管理局主幹】	
分掌事務	○ 国民保護措置に関する総合調整に関する事。 ○ 市対策本部等に関する事。 ○ 本部職員の招集に関する事。 ○ 警報、避難の指示、緊急通報、避難の指示の伝達に関する事。 ○ 被災者及び要避難者の避難誘導に関する事。 ○ 避難誘導経路の決定に関する事。 ○ 自衛隊との連絡調整に関する事。 ○ 武力攻撃災害情報の収集及び記録に関する事。 ○ 市対策本部の通信施設に関する事。 ○ 国、県及び関係機関との連絡調整に関する事。 ○ 特殊標章の交付、許可に関する事。 ○ 部内の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関する事。
●関連事項：第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 【防災危機管理局】 53P	
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P	
1. 市対策本部の設置 【全部局】 2. 通信の確保 【防災危機管理局、企画部、総務部、財務部、吉井支所、世知原支所、小佐々支所、江迎支所、鹿町支所】	
●関連事項：第3章 関係機関相互の連携 90P	
1. 国・県の対策本部との連携 【防災危機管理局】 2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 【防災危機管理局】	

3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 【防災危機管理局】 4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 【防災危機管理局】 5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 【防災危機管理局】 6. 市の行う応援等 【防災危機管理局】 7. 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティア等に対する支援等 【防災危機管理局、市民生活部、保健福祉部】 8. 住民への協力要請 【防災危機管理局】
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 2. 警報の内容の伝達方法 【防災危機管理局】 3. 緊急通報の伝達及び通知 【防災危機管理局】 第2 避難住民の誘導等 1. 避難の指示の通知・伝達 【防災危機管理局】 2. 避難実施要領の策定 【防災危機管理局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 5. 米軍基地周辺の住民及び基地内従業員の避難にあたっての留意点 【防災危機管理局、基地政策局】 6. 自衛隊疏泄周辺の住民の避難にあたっての留意点 【防災危機管理局、基地政策局】 7. 観光客の避難にあたっての留意点 【防災危機管理局、観光商工部】 8. 武力攻撃事態等の類型等に応じた避難の実施に際しての留意点 【防災危機管理局】
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第1 武力攻撃災害への対処 【防災危機管理局、消防局】 第2 応急措置等 【防災危機管理局、消防局】 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】 2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 【防災危機管理局、消防局、保健福祉部】 3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 【防災危機管理局、消防局】 第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局】 2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】
●関連事項：第8章 被災情報の収集及び報告 【防災危機管理局、消防局】 133P

■企画部 国民保護対策体制

対策部名：企画対策部【部長：企画部長】

班名：企画班【班長：政策経営課長 副班長：文化国際課長、地域政策課長、IR推進室長、市史編さん室長】

分掌事務 ○ 文化施設及び文化財の災害対策に関すること。
○ 災害時の在住及び滞在外国人の対策に関すること。

●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P

1. 市対策本部の設置 【全部局】

●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P

第1 警報の伝達等

2. 警報の内容の伝達等 【全部局】

●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P

第3 生活関連施設における災害へ対処等

1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】

班名：交通班【班長：地域交通課長】

分掌事務 ○ バス、鉄道による被災者、避難者及び旅客等の運送の確保の調整に関すること。

●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P

第1 警報の伝達等

1. 警報の内容の伝達等 【全部局】

第2 避難住民の誘導等

3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】

4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】

班名：宇久行政センター班【班長：宇久行政センター所長 副班長：宇久行政センター住民課長、産業建設課長】

○ 管内の災害応急対策に関すること。

○ 管内の被害情報の把握及び報告に関すること。

分掌事務 ○ 管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること。

○ 被災者及び避難者の収容、食料の供給並びに物資の配給に関すること。

○ 市民生活対策部・土木対策部・都市整備対策部の支援に関すること。

●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P

1. 市対策本部の設置 【全部局】

2. 通信の確保 【防災危機管理局、企画部、総務部、財務部、吉井支所、世知原支所、小佐々支所、江迎支所、鹿町支所】

●関連事項：第3章 関係機関相互の連携 90P

7. 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティア等に対する支援等 【防災危機管理局、市民生活部、保健福祉部】

●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P

第1 警報の伝達等

1. 警報の内容の伝達等 【全部局】

第2 避難住民の誘導等 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】

■総務部 国民保護対策体制

対策部名：総務対策部【部長：総務部長 副部長：行政改革推進局長】	
班名：総務班【班長：総務課長】	
分掌事務 ○ 災害関係文書、物品等の郵送受理、配布及び発送に関すること。 ○ 法令等の適用解釈及び訴務に関すること。	
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P	
1. 市対策本部の設置 【全部局】	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P	
第1 警報の伝達等	
2. 警報の内容の伝達等 【全部局】	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P	
第3 生活関連施設における災害へ対処等	
1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	
班名：職員班【班長：職員課長 副班長：行財政改革推進局次長】	
分掌事務 ○ 非常時における人員の配置及び調整に関すること。 ○ 職員の参集に関すること。 ○ 職員の被災状況調査及び健康管理に関すること。 ○ 災害時の他都市への応援職員要請及び受入れ（受援）に関すること。	
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P	
1. 市対策本部の設置 【全部局】	
●関連事項：第3章 関係機関相互の連携 90P	
4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 【防災危機管理局、総務部、行財政改革推進局】	
5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 【防災危機管理局、総務部、行財政改革推進局】	
6. 市の行う応援等 【防災危機管理局、総務部、行財政改革推進局】	
班名：情報班【班長：DX推進室長】	
分掌事務	○ 災害時の情報システムの管理に関すること。

○ 市の情報ネットワークの確保に関すること。	
分掌事務	●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全対策部】
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 2. 通信の確保 【防災危機管理局、総務部、企画部】
	班名：秘書広報班【班長：広報広聴課長 副班長：秘書課長】
	○ 対策本部長及び副本部長の秘書及び視察に関すること。 ○ インターネット等を利用した広報に関すること。 ○ 災害見舞及び視察者の応対に関すること。 ○ 災害関係の広報に関すること。 ○ 災害写真の撮影及び収集に関すること。 ○ 報道機関との連絡調整並びに資料及び情報の提供に関すること。
分掌事務	●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 2. 通信の確保 【防災危機管理局、企画部、総務部、財務部、吉井支所、世知原支所、小佐々支所、江迎支所、鹿町支所】
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 【全部局】
	●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P
	班名：東京連絡班【班長：東京事務所長】
分掌事務	○ 中央官庁等との連絡調整、情報収集及び情報提供に関すること
班名：選管事務局班【班長：選挙管理委員会事務局長】	
分掌事務	○ 現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること。 ○ 避難所派遣の応援に関すること。
班名：監査班【班長：監査事務局主幹】	
分掌事務	○ 現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること。 ○ 避難所派遣の応援に関すること。

■財務部 国民保護対策体制

対策部名：財務対策部【部長：財務部長 副部長：契約監理室長、会計管理室長】	
班名：管財班【班長：資産経営課長】	
分掌事務	○ 公用財産(庁舎及び各課かいに属しない市有財産)の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 施設の使用許可に関すること ○ 庁舎被災時における代替施設に関すること。 ○ 庁舎のライフライン（各部局所管施設等は除く）の寸断に対する計画に関すること。
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P	

1. 市対策本部の設置 【全部局】 2. 2. 通信の確保 【防災危機管理局、企画部、総務部、財務部、吉井支所、世知原支所、小佐々支所、江迎支所、鹿町支所】	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 第2 避難住民の誘導等 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	
班名：財政班【班長：財政課長】	
分掌事務	○ 国民保護対策に係る予算措置に関すること。 ○ 国民保護措置に要する諸経費の経理に関すること。
班名：税務班【班長：市民税課長、副班長：資産税課長、収納推進課長】	
分掌事務	○ 災害に伴う市税の減免等に関すること。 ○ 被災住家等の調査、実施に関すること。 ○ 罹災証明等に関すること。
●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 2. 避難住民等の生活安定等 【教育委員会、財務部、保健福祉部】	
班名：物資調達班【班長：契約課長、副班長：技術監理課長】	
分掌事務	○ 災害応急物資の調達に関すること。 ○ 災害応急復旧用資材の調達に関すること。 ○ 庁用車両以外の車両の借り上げに関すること。
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
班名：会計班【班長：会計管理室課長補佐】	
分掌事務	○ 義捐金等の保管に関すること。 ○ 災害時に必要な物品の出納に関すること。

■基地政策局 国民保護対策体制

対策部名：基地対策部【部長：基地政策局長】	
班名：基地対策班【班長：基地政策局次長】	
分掌事務	○ 在日米海軍及び自衛隊との連絡調整に関すること。
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】	

●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 第2 避難住民の誘導等 5. 米軍基地周辺の住民及び基地内従業員の避難にあたっての留意点【防災危機管理局、基地対策局】 6. 自衛隊施設周辺の住民の避難にあたっての留意点【防災危機管理局、基地対策局】
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保【全部局】 第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局】

■市民生活部 国民保護対策体制

対策部名：市民生活対策部【部長：市民生活部長】	
班名：援護庶務班【班長：市民安全安心課長 副班長：コミュニティ・協働推進課長】	
分掌事務	○ 部内の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P	
1 市対策本部の設置 【全部局】	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P	
第1 警報の伝達等	
1. 警報の内容の伝達等 【全部局】	
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P	
第3 生活関連施設における災害へ対処等	
1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	
●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P	
1. 生活関連物資等の価格安定 【市民生活部】	
班名：調査収容班【班長：戸籍住民窓口課長】	
分掌事務	○ 被災者及び避難者の安否情報に関すること。
	○ 災害時における遺体の収容（遺体安置所の確保及び管理）に関すること。
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P	
班名：食料及び物資配給班【班長：コミュニティ・協働推進課長、副班長：人権男女共同参画課長、市民安全安心課長補佐】	

分掌事務	○ 被災者及び避難者に対する食料の供給及び炊き出しに関すること。 ○ 救援物資の受入及び配給に関すること。
●関連事項：第5章 救援	【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
班名：災害相談班	【班長：市民安全安心課長補佐 副班長：コミュニティ・協働推進課課長補佐】
分掌事務	○ 個人災害等の市民相談に関すること
●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供	【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P
班名：ボランティア班	【班長：コミュニティ・協働推進課長補佐 副班長：保健福祉政策課長】
分掌事務	○ 災害ボランティアセンター及び NPO(民間非営利組織)・ボランティア関係者との連絡調整に関すること
●関連事項：第3章 関係機関相互の連携	90P 7. 自主防災組織、NPO(民間非営利組織)・ボランティア等に対する支援等 【防災危機管理局、市民生活部、保健福祉部】

■地区対策部 国民保護対策体制

対策部名：地区対策部	【部長：市民生活部長】
班名：地区対策班	【班長：各支所長】
分掌事務	○ 管内の災害応急対策に関すること。 ○ 管内の被害情報の把握及び報告に関すること。 ○ 管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること。 ○ 被災者及び避難者の収容、食料の供給及び物資の配給に関すること。 ○ 市民生活対策部、土木対策部、都市整備対策部の支援に関すること。
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等	56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】 2. 通信の確保 【防災危機管理局、企画部、総務部、財務部、吉井支所、世知原支所、小佐々支所、江迎支所、鹿町支所】
●関連事項：第3章 関係機関相互の連携	90P 7. 自主防災組織、NPO(民間非営利組織)・ボランティア等に対する支援等 【防災危機管理局、市民生活部、保健福祉部】
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等	94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 第2 避難住民の誘導等 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】

●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全対策部】

■子ども未来部 国民保護対策体制

対策部名：子ども対策部【部長：子ども未来部長】	
班名：子ども班【班長：子ども政策課長 副班長：保育幼稚園課長】	
○ 乳幼児施設の被害状況の把握、情報の提供・収集等に関すること。 分掌事務 ○ 関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 乳幼児施設の災害対策に関すること。	
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	
●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P 1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、教育委員会、水道局】	
班名：要配慮者対策班【班長：子ども保健課長、副班長：子ども支援課長、子ども発達センター課長補佐】	
○ 避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関すること。 分掌事務 ○ 要配慮者の避難所における支援等に関すること。 ○ 要配慮者の被害状況の収集及びその対策に関すること。	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等	

1. 警報の内容の伝達 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P ●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P
●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、水道局】

■環境部 国民保護対策体制

対策部名：環境対策部【部長：環境部長】	
班名：環境庶務班【班長：環境政策課長】	
分掌事務	○ 全体総括、総合調整に関すること。 ○ 渉外・連絡に関すること。 ○ 他対策部との連携に関すること。 ○ 災害廃棄物処理実行計画策定に関すること。 ○ 仮置場設置（場所の選定、事業者の選定・契約、市民広報）に関すること。 ○ 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。
	●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達 【全部局】
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
	●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】 第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局】 2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】
	●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P 2. 廃棄物の処理 【環境部】

班名：廃棄物班【班長：廃棄物減量推進課長、副班長：廃棄物指導課長、クリーン推進課長、施設課長、処理班長：施設課長】

- 分掌事務
- 災害廃棄物収集業務に関すること。
 - 廃棄物搬入調整に関すること。
 - 廃棄物処理施設の管理に関すること。
 - 被災地区の実情に応じた仮置場の選定に関すること。
 - 仮置場のレイアウトに関すること。
 - 仮置場の管理に関すること。
 - 災害廃棄物等についての市民からの問い合わせ対応に関すること。
 - 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。

●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P

●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P

第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処

1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局】

2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】

●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P

2. 廃棄物の処理 【環境部】

班名：環境対策班【班長：環境保全課長】

- 分掌事務
- 被災地区の汚染調査及び対策に関すること。
 - 緊急時モニタリングの実施に関すること。
 - 災害時における浄化槽の指導に関すること。
 - 廃棄物処理現場（建設解体現場や仮置場等）におけるモニタリングに関すること。
 - モニタリングに係る市民広報に関すること。
 - 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。

●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P

第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処

1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局】

2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】

班名：宇久環境対策班【班長：宇久環境センター所長】

- 分掌事務
- 宇久地区における環境対策に関すること。
 - 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。

●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P

●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P

第3 生活関連施設における災害へ対処等

1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】

■保健福祉部 国民保護対策体制

対策部名：保健福祉対策部【部長：保健福祉部長、副部長：保健所長】

班名：医療・福祉対策班【班長：医療政策課長、副班長：保健福祉政策課長】

- 分掌事務
- 救急医療体制の整備に関すること。
 - 関係機関との連絡調整に関すること。
 - 医療機関の被害状況の把握、情報の提供・収集等に関すること。
 - 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び県看護協会県北支部との連絡調整に関すること。
 - 保健所機能の確保に関すること。
 - 医薬品等の調達、配分及び輸送に関すること。

●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P

1. 市対策本部の設置 【全部局】

●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P

第1 警報の伝達等

1. 警報の内容の伝達 【全部局】

3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】

4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】

●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P

●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P

●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P

第3 生活関連施設における災害へ対処等

1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】

第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処

1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局】

2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】

●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P

1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、教育委員会、水道局】

班名：要配慮者対策、高齢・障がい福祉班【班長：保健福祉政策課長、副班長：長寿社会課長、障がい福祉課長】

- 分掌事務
- 避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関すること。
 - 要配慮者の避難所における支援等に関すること。
 - 要配慮者の被害状況の収集及びその対策に関すること。

	○ 福祉避難所の設置・運営に関すること。 ○ 各福祉施設の災害対策に関すること。 ○ 各福祉避難所への要配慮者の受入れに関すること。 ○ 高齢者・障がい者への支援体制に関すること。
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
	●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P
	●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局】 2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】
	●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P 1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども対策部、教育委員会、水道局】
班名：健康増進班【班長：健康づくり課長 副班長：感染症対策課長】	
分掌事務	○ 避難住民への保健指導及び心のケアに関すること。 ○ 患者の収容に関すること。 ○ 予防接種（臨時）に関すること。 ○ 感染症の調査に関すること。
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
	●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】
	●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P 1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、教育委員会、水道局】
班名：生活衛生・斎場班【班長：生活衛生課長、副班長：食肉衛生検査所長、斎場長】	
分掌事務	○ 飲料水（上水道を除く）及び食品の衛生確保に関すること。 ○ 食肉の衛生確保に関すること。 ○ 災害時の埋葬・火葬に関すること。

○ 狂犬病予防関連動物（愛護動物）の保護に関すること。 ○ 屋外等の消毒に関すること。 ○ 斎場の災害対策に関すること。	
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P	
第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処	
2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】	
●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P	
1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、教育委員会、水道局】	
班名：試験検査班【班長：試験検査課長】	
分掌事務	○ 各種試験検査に関すること。 ○ 食品等のモニタリングに関すること。
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P	
第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処	
2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】	
●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P	
1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、教育委員会、水道局】	
班名：保険料班【班長：医療保険課長】	
分掌事務	○ 国民健康保険税、介護保険料等の減免等に関すること。 ○ 被災住家等の調査、実施に関すること。
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P	
2. 避難住民等の生活安定等 【教育委員会、財務部、保健福祉部】	
班名：生活福祉班【班長：生活福祉課長】	
分掌事務	○ 被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること。 ○ 被保護世帯の被害状況の把握及びその対策に関すること
班名：指導監査班【班長：指導監査課長】	
分掌事務	○ 災害時の社会福祉施設の運営管理に係る指導に関すること。
班名：看護専門学校班【班長：看護専門学校長】	
分掌事務	○ 学校施設の災害対策に関すること。 ○ 学生の災害救助活動の協力に関すること。
班名：ボランティア班【班長：保健福祉政策課長補佐】	
分掌事務	○ 災害ボランティアセンター及びNP0(民間非営利組織)・ボランティア関係者との連絡調整に関すること。
●関連事項：第3章 関係機関相互の連携 90P	

7. 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティア等に対する支援等 【防災危機管理局、市民生活部、保健福祉部】

■観光商工部 国民保護対策体制

対策部名：観光商工対策部【部長：観光商工部長、副部長：企業立地推進局長】

班名：商工物産班【班長：商工労働課長、副班長：企業立地推進局次長、ふるさと物産振興課長】

- 分掌事務
- 商工業の被害状況の把握及びその対策に関すること。
 - 被災中小企業者等に対する融資等に関すること。
 - 避難住民等に対する雇用情報の提供に関すること。
 - 民間企業の事業継続支援に関すること。
 - 災害救助物資の確保及び運搬に関すること。
 - 民間企業における事業継続計画の促進に関すること。

●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P

1. 市対策本部の設置 【全部局】

●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P

第1 警報の伝達等

1. 警報の内容の伝達 【全部局】

●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P

●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P

第3 生活関連施設における災害へ対処等

1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】

班名：観光班【班長：観光課長】

- 分掌事務
- 観光・宿泊施設及び観光客の被害状況の把握及びその対策に関すること。
 - 観光客の対応（帰宅困難者等）に関すること。
 - 他都市からの救援物資受入れの応援に関すること。

●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P

第1 警報の伝達等

1. 警報の内容の伝達 【全部局】

3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】

4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】

7. 観光客の避難にあたっての留意点 【防災危機管理局、観光商工部】

●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P

●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】

班名：競輪事務所班【班長：競輪事務所長】

分掌事務	○ 競輪場の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 競輪場内の被災者及び避難者の対応に関すること。
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	

■農林水産部 国民保護対策体制

対策部名：農林水産対策部【部長：農林水産部長】	
班名：農業畜産班【班長：農政課長、副班長：卸売市場管理事務所長】	
分掌事務	○ 農業の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 被災農業者に対する融資の斡旋に関すること。 ○ 災害時における種苗生産資材、肥料等の対策に関すること。 ○ 災害時における病虫害の発生予防及び防除に関すること。 ○ 家畜の災害対策に関すること。 ○ 死亡家畜の処理対策に関すること。 ○ 家畜の診療、防疫対策に関すること。 ○ 家畜資材及び生産物の流通対策に関すること。 ○ 卸売市場施設の災害対策に関すること。 ○ 卸売市場内業者の被害調査に関すること。 ○ 災害時における生産物等の入荷対策に関すること。
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P	
1. 市対策本部の設置 【全部局】	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P	
第1 警報の伝達等	
1. 警報の内容の伝達 【全部局】	
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P	
第3 生活関連施設における災害へ対処等	
1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	
班名：農林整備班【班長：農林整備課長、副班長：農業委員会事務局長】	
分掌事務	○ 農地、林地及び農業用施設の被害状況の把握並びにその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 緊急輸送路並びに避難路となりうる農道及び林道の被害状況の把握並びにその対策に関すること。 ○ 被災林業者に対する融資の斡旋に関すること。 ○ 障害物の除去及び処理に関すること。 ○ 災害時における病虫害の発生予防及び防除に関すること。

●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 削除 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	
班名：水産班【班長：水産課長】	
分掌事務	○ 水産物の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 被災漁業者に対する融資の斡旋に関すること。 ○ 漁港及び水産施設の災害対策に関すること。 ○ 非常時対策用船艇の斡旋に関すること。 ○ 漁業協同組合との連絡調整に関すること。
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	

■土木部 国民保護対策体制

対策部名：土木対策部【部長：土木部長】	
班名：土木庶務班【班長：土木政策課長、副班長：土木管理課長】	
分掌事務	○ 部内の被害状況の把握及び対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 救援物資の輸送経路の確保に関すること。 ○ 関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 建設者との災害対策のための連絡調整に関すること。 ○ 災害時の輸送経路の選定に関すること。 ○ 道路情報の収集に関すること。 ○ 交通規制に関する連絡調整に関すること。
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1 市対策本部の設置 【全部局】	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】	

	3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
	●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】
	●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 3. 生活基盤等の確保 【水道局、土木部、港湾部】
	班名：道路班【班長：道路維持課長、副班長：道路整備課長、東部工事事務所長、西部工事事務所長】
	分掌事務 ○ 道路状況の情報収集にすること。 ○ 道路・橋梁の被害状況の把握及びその対策にすること。 ○ 避難住民の輸送経路の確保にすること。 ○ 交通不能箇所の調査及び復旧対策にすること。 ○ 道路障害物の調査及び撤去にすること。 ○ 道路付属物の災害調査及び復旧にすること。
	●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
	●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 3. 生活基盤等の確保 【水道局、土木部、港湾部】
	班名：河川班【班長：河川課長】
	分掌事務 ○ 河川、急傾斜地等の被害状況の把握及びその対策にすること。 ○ 水防にすること。 ○ 個人災害応急対策の技術指導にすること。 ○ 河川管理施設の情報収集とパトロールにすること。 ○ 市管理の排水機場、ポンプ等の施設管理にすること。
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
	●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 3. 生活基盤等の確保 【水道局、土木部、港湾部】

■都市整備部 国民保護対策体制

対策部名：都市整備対策部【部長：都市整備部長】	
班名：都市政策班	【班長：都市政策課長、副班長：住宅課長、営繕課長、建築指導課長、まち整備課長、地籍調査課長】
分掌事務	○ 市営住宅及び所管市有建物の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。 ○ 応急仮設住宅の管理に関すること。 ○ 応急仮設住宅の計画及び建設に関すること。 ○ 民間建築物の被害状況の調査に関すること。 ○ 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 ○ 既存市営住宅への特定入居に関すること。 ○ 市有建築物の応急修理に関すること。 ○ 再開発事業地、土地区画整理区域内等の災害対策に関すること。 ○ 屋外広告物の災害対策に関すること。
	●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
	●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】
班名：公園班【班長：公園緑地課長】	
分掌事務	○ 公園施設の災害対策に関すること。
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P

■港湾部 国民保護対策体制

対策部名：港湾対策部【部長：港湾部長】	
班名：港湾班【班長：みなと振興・管理課長、副班長：みなと整備課長】	
分掌事務	○ 港湾施設の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 水難救護、流失物及び浮遊物に関すること。
	●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】

3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】 第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局】
●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 3. 生活基盤等の確保 【水道局、土木部、港湾部】

■教育委員会 国民保護対策体制

対策部名：教育対策部【部長：教育長、副部長：教育総務部長、学校教育部長】	
班名：教育総務班【班長：総務課長、副班長：総務課庶務係長、総務課経理係長】	
分掌事務	○ 教育・文化財関係の被害調査の報告取りまとめに関すること。 ○ 教育関係義援物品の受付対策に関すること。 ○ 教科書、学用品の被害対策に関すること。 ○ 学校の避難所開設及び運営管理に関すること。
	●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の伝達等 【全部局】
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
	●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P
班名：学校班【班長：学校教育課長、副班長：学校保健課長、教育施設課長、学校給食センター所長】	
分掌事務	○ 児童生徒の被害状況の把握、健康管理及び安否情報に関すること。 ○ 児童生徒の避難及び措置に関すること。 ○ 学校施設（給食センターを含む。）の被害状況の把握、情報の提供・収集等に関すること。 ○ 被災者及び避難者の学校施設の応急的利用に関すること。 ○ 学校の休校及び再開に関すること。 ○ 教職員の被災状況の把握及びその対策並びに教職員の健康管理に関すること。 ○ 学校施設の災害対策に関すること。 ○ 災害時の授業困難な場合の応急教育対策に関すること。 ○ 児童生徒の災害活動の指導に関すること。

○ 児童生徒の災害活動の指導に関すること。 ○ 災害時における学校給食の対策及び実施に関すること。 ○ 健康増進班との連絡調整に関すること。 ○ 学校施設の衛生管理に関すること。 ○ 学校施設の避難確保計画策定に関すること。 ○ 災害時の授業実施に関すること。	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
●関連事項：第6章 安否情報の収集・提供 【防災危機管理局、企画部、総務部、市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】 115P	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	
●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P 1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、教育委員会、水道局】	
●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 2. 避難住民等の生活安定等 【教育委員会、財務部、保健福祉部】	
班名：教育施設班【班長：社会教育課長、副班長：文化財課長、図書館長】	
分掌事務 ○ 教育・文化財関係の被害調査及び報告書の作成に関すること。 ○ 文化財の保護に関すること。	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	
班名：体育施設班【班長：スポーツ振興課長】	
分掌事務 ○ 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 被災者及び避難者の体育施設の応急的利用に関すること。	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	

■水道局 国民保護対策体制

対策部名：給水対策部【部長：水道局長、副部長：経営管理部長、事業部長】	
班名：水道総務班【班長：総務課長、副班長：財務課長、経営企画課長】	
分掌事務	○ 応急活動等に必要な資源（人・物・資金・情報等）の確保に関する事。 ○ 関係機関との連絡に関する事。 ○ 給水対策の広報に関する事。 ○ 給水対策の市民相談に関する事。 ○ 災害関係費の出納に関する事。
	●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の伝達等 【全部局】
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
	●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】 第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局 2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】
	●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P 1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、教育委員会、水道局】
	●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 3. 生活基盤等の確保 【水道局、土木部、港湾部】
班名：業務班【班長：営業課長】	
分掌事務	○ 水道料金の減免に関する事。
	●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 3. 生活基盤等の確保 【水道局、土木部、港湾部】
班名：事業班【給水部門班長：水道維持課長、下水道部門班長：下水道事業課長、副班長：下水道施設課長、水道施設課長、水質管理センター長、水道管路整備課長、水道計画建設課長、北部管理事務所長】	
分掌事務	○ 送・配水施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 飲料水の応急給水活動に関する事。 ○ 水源、浄水及び送水施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 水道水及び下水道放流水の水質検査に関する事。 ○ 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。

●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】 第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 1. 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 【防災危機管理局、環境部、基地対策局、保健福祉部、港湾部、水道局】 2. NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福祉部、水道局】
●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P 1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、水道局】
●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 3. 生活基盤等の確保 【水道局、土木部、港湾部】
班名：宇久地区給水対策班【班長：宇久営業所長】
分掌事務 ○ 宇久地区における給水対策業務に関すること。
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】
●関連事項：第9章 保健衛生の確保その他の措置 134P 1. 保健衛生の確保【保健福祉部、子ども未来部、水道局】
●関連事項：第10章 国民生活の安定に関する措置 136P 3. 生活基盤等の確保 【水道局、土木部、港湾部】

■消防局 国民保護対策体制

対策部名：消防対策部【部長：消防局長、副部長：消防局次長】
班名：消防総務班【班長：総務課長】
○ 消防対策の総合調整に関すること。 分掌事務 ○ 災害対策の広報に関すること。 ○ 消防団との連絡調整に関すること。
●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、港湾部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】

	未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
	●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第1 武力攻撃災害への対処 【防災危機管理局、消防局】 第2 応急措置等 【防災危機管理局、消防局】 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】 2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 【防災危機管理局、消防局、保健福祉部】 3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 【防災危機管理局、消防局】	
	●関連事項：第8章 被災情報の収集及び報告 【防災危機管理局、消防局】 133P	
	班名：警防班【班長：警防課長】	
	分掌事務	○ 消防配備体制に関すること。 ○ 関係機関との連絡及び調整に関すること。 ○ 被害状況の把握及び報告に関すること。 ○ 災害統計事務に関すること。 ○ 緊急消防援助隊の受援に関すること。 ○ 救急業務に関すること。 ○ 消防機械の修理整備、指導に関すること。 ○ 救助救出資機材の管理に関すること。
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
	●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
	●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第1 武力攻撃災害への対処 【防災危機管理局、消防局】 第2 応急措置等 【防災危機管理局、消防局】 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】 2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 【防災危機管理局、消防局、保健福祉部】 3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 【防災危機管理局、消防局】	
	●関連事項：第8章 被災情報の収集及び報告 【防災危機管理局、消防局】 133P	
	班名：指令班【班長：指令課長】	

○ 災害情報の収集及び気象情報の受信伝達に関すること。 分掌事務 ○ 災害出動指令に関すること。 ○ 消防通信の運用及び統制に関すること。	
●関連事項：第8章 被災情報の収集及び報告 【防災危機管理局、消防局】 133P	
班名：予防班【班長：予防課長】	
○ 災害予防宣伝及び避難の指導に関すること。 分掌事務 ○ 災害現場の写真撮影及び記録に関すること。 ○ 災害の調査及び情報収集に関すること。	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P	
第1 警報の伝達等	
1. 警報の内容の伝達等 【全部局】	
3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P	
第1 武力攻撃災害への対処 【防災危機管理局、消防局】	
第2 応急措置等 【防災危機管理局、消防局】	
第3 生活関連施設における災害へ対処等	
1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】	
2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 【防災危機管理局、消防局、保健福祉部】	
3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 【防災危機管理局、消防局】	
●関連事項：第8章 被災情報の収集及び報告 【防災危機管理局、消防局】 133P	
班名：指揮連絡班【班長：消防訓練所長】	
○ 各地区災害活動との連絡・報告に関すること。 分掌事務 ○ 災害対策本部との連絡に関すること。	
班名：各消防署警備隊【班長：各消防署長】	
○ 住民の避難誘導に関すること。 ○ 災害の予防警戒、救助・救急及び鎮圧等現場活動に関すること。 分掌事務 ○ 災害の情報収集及び被害調査報告に関すること。 ○ 消防施設の災害対策に関すること。 ○ 災害時における行方不明者の捜索に関すること。 ○ 現場指揮本部の設置に関すること。	
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P	
第1 警報の伝達等	
1. 警報の内容の伝達等 【全部局】	
3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、	

保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第1 武力攻撃災害への対処 【防災危機管理局、消防局】 第2 応急措置等 【防災危機管理局、消防局】 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】 2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 【防災危機管理局、消防局、保健福祉部】 3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 【防災危機管理局、消防局】	
●関連事項：第8章 被災情報の収集及び報告 【防災危機管理局、消防局】 133P	
班名：各消防団警備隊【班長：消防団長】	
分掌事務	○ 住民の避難誘導に関すること。 ○ 消防団の出動に関すること。 ○ 災害の予防警戒、救助及び鎮圧等現場活動に関すること。 ○ 災害の情報収集及び報告に関すること。 ○ 災害時における行方不明者の捜索に関すること。
●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】 3. 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】 4. 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】	
●関連事項：第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】 111P	
●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第1 武力攻撃災害への対処 【防災危機管理局、消防局】 第2 応急措置等 【防災危機管理局、消防局】 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】 2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 【防災危機管理局、消防局、保健福祉部】 3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 【防災危機管理局、消防局】	
●関連事項：第8章 被災情報の収集及び報告 【防災危機管理局、消防局】 133P	

■議会事務局 国民保護対策体制

対策部名：議会対策部【部長：議会事務局長】	
班名：議会班【班長：議会運営課長】	
分掌事務	○ 議員への情報提供に関すること。 ○ 議員からの情報収集に関すること。 ○ 議員の安否情報に関すること。
	●関連事項：第2章 市対策本部の設置等 56P 1. 市対策本部の設置 【全部局】
	●関連事項：第4章 警報及び避難の指示等 94P 第1 警報の伝達等 1. 警報の内容の伝達等 【全部局】
	●関連事項：第7章 武力攻撃災害への対処 120P 第3 生活関連施設における災害へ対処等 1. 生活関連等施設の安全確保 【全部局】

備考

- 1 災害発生初期においては、人命救助・生命の安全を最優先するものとする。
- 2 次長職は副本部長又は各対策部長の指示した事務を行うものとする。
- 3 理事及び副理事並びに課かいに所属しない主幹及び副主幹は、各対策部長の指示した事務を行うものとする。
- 4 災害対策本部編成に記載のない課かい（準課かい）の職員は、所属する施設の災害対策を行うものとする。
- 5 災害現場において、動員の必要が生じた場合は、事務分掌にかかわらず副本部長又は各対策部長の指示に従うものとする。
- 6 災害対策本部等の設置にかかわらず、事務分掌に掲げる事務処理が必要となった場合は、該当対策部及び対策班が対応する。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、市対策本部に、広報を一元的に行う広報責任者を置き、総務部長をもって充てる。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自らが記者会見を行うこととする。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

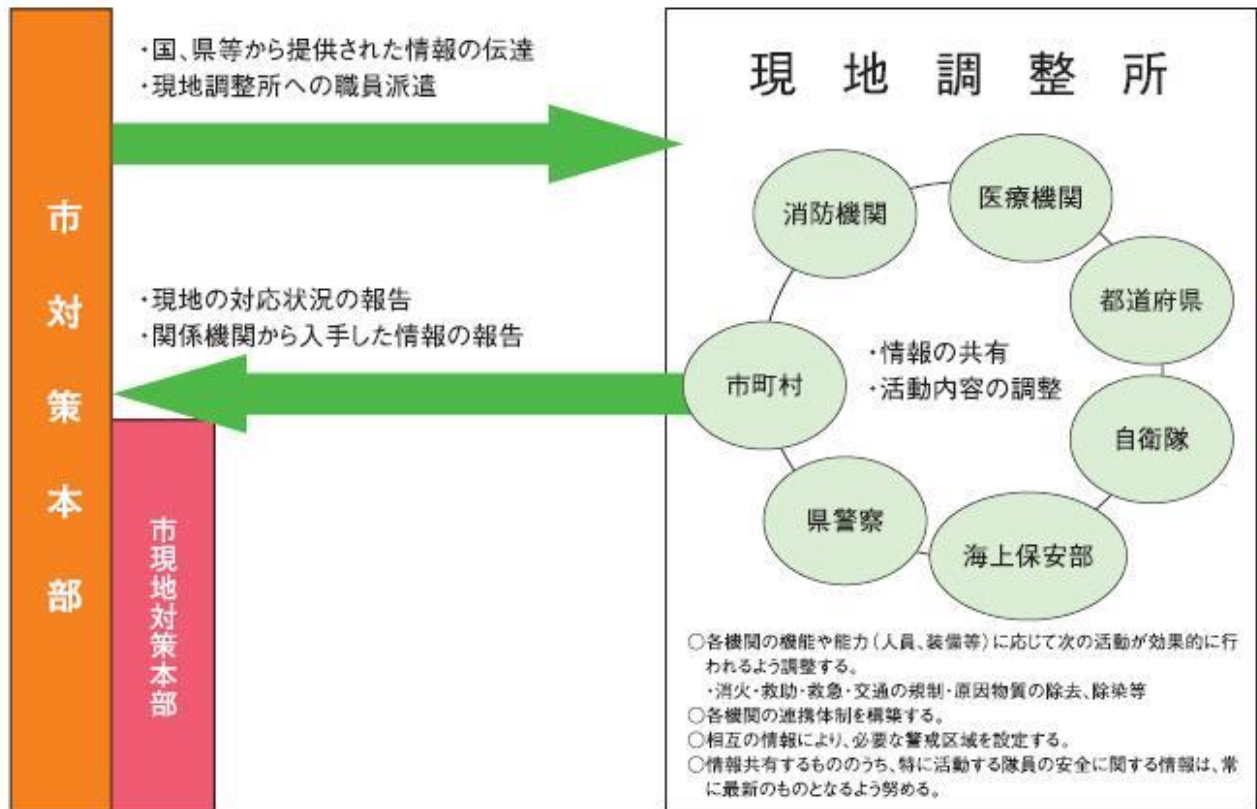
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関（他の都道府県、市町村を含む。）が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、現地調整所の設置により、その判断に資する情報収集を行うことができるため、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の解散

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を解散する。

2 通信の確保

【防災危機管理局、企画部、総務部、財務部、
吉井支所、世知原支所、江迎支所、鹿町支所】

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省（九州総合通信局）にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

【防災危機管理局】

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

【防災危機管理局】

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

【防災危機管理局】

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は本市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする西部方面

総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする佐世保地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

派遣要請の求めを行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

派遣要請の求めにあたっては、武力攻撃事態等において、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

【防災危機管理局、総務部、行財政改革推進局】

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

【防災危機管理局、総務部、行財政改革推進局】

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

【防災危機管理局、総務部、行財政改革推進局】

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティア等に対する支援等

【防災危機管理局、市民生活部、保健福祉部】

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。
また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、「佐世保市地域防災計画」に準じてボランティア受付窓口の設置を社会福祉協議会等と協議検討するとともに、県と連携して、NPO（民間非営利組織）・ボランティア等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

なお、避難所等に臨時のボランティア窓口が設置された場合、佐世保市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携をとり、ネットワークの構築に努め、登録・派遣調整等の受入体制の確保を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

【防災危機管理局】

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

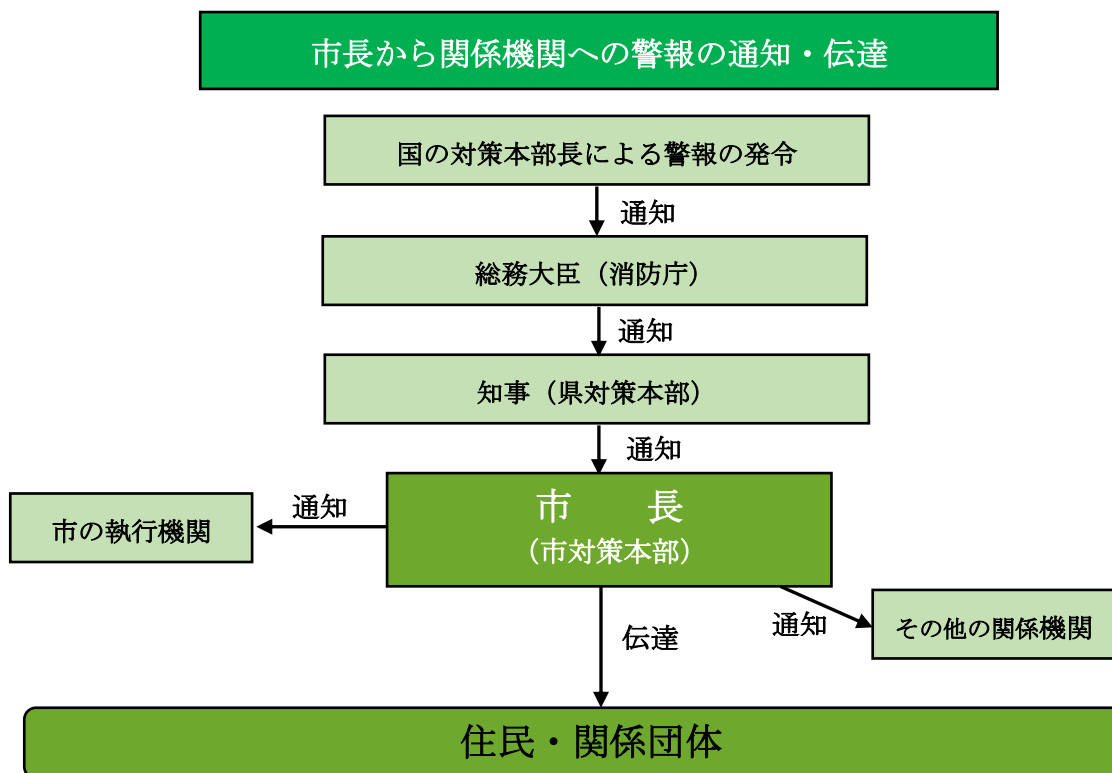
【全部局】

(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、町内会等、社会福祉協議会など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、本市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.sasebo.nagasaki.jp>）に警報の内容を掲載する。
- ※市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※ 市長は、ホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

【防災危機管理局】

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、その他の情報伝達手段も活用し、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会等や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、特に、避難行動要支援者については、防災危機管理局、保健福祉政策課、長寿社会課、障がい福祉課の連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

【防災危機管理局】

- (1) 緊急通報とは、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、警報がない場合においても、知事が速やかに発令するものである。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、対処の現場から情報を得た知事が事態の状況に応じて迅速に緊急通報の発令を行うこととなる。

市長は、当該緊急通報発令の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、速やかに住民や関係機関へ伝達、通知する。

- (2) 緊急通報の内容

緊急通報は、知事が発令するものであるが、その内容は以下のようなものと考えられる。

【緊急通報の内容の一例】

【長崎県佐世保市〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ、ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、0956-23-9258（防災危機管理局）まで電話すること。

第2 避難住民の誘導等

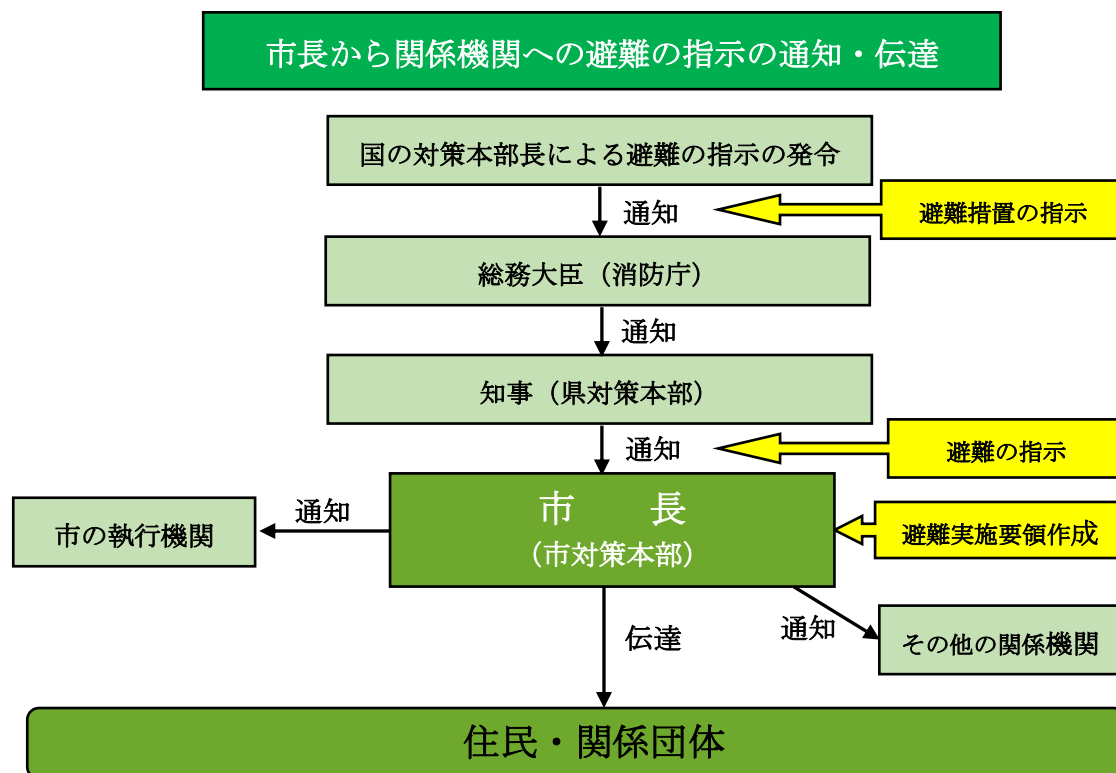
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

【防災危機管理局】

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

【防災危機管理局】

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法第61条第2項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会等、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

【例】

佐世保市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

【例】

避難先：B市B1地区2番3号にある県立B1高校体育館

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

【例】

集合場所：佐世保市A1地区2-1の佐世保市立A1小学校グラウンドに集合する。

集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

【例】

バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

【例】

集合に当たっては、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

【例】

集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及び佐世保市職員の誘導に従って、徒歩でB市県立B1高校体育館に避難する。

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 傷病者、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

【例】

誘導に際しては、傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び町内会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

【例】

避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

【例】

避難誘導要員は、○月○日 18:00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

【例】

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC（核・生物・化学）災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【例】

緊急連絡先：佐世保市対策本部 TEL 0956-24-×××× 担当○○

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、要配慮者対策班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

長 崎 県 佐 世 保 市 長

○月○日○時 現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

佐世保市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 佐世保市のA 1 地区の住民は、B 市のB 1 地区にある県立B1 高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：佐世保市A 1 地区の住民は、佐世保市立A 1 小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B 市県立B 1 高校体育館に避難する。

鉄道の場合：佐世保市A 1 地区の住民は、○○鉄道△△線AA 駅前広場に集合する。

その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA 駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA 通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B 市B 1 駅行きの電車で避難する。B 市B 1 駅到着後は、B 市職員及び佐世保市職員の誘導に従って、主に徒歩でB 市県立B 1 高校体育館に避難する。

船舶の場合：佐世保市A 1 地区の住民は、佐世保市A 港に、○日○時○分を目途に集合する。

その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○日○時○分発B 市B 1 港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。・・・・以下略・・・・

- (2) 佐世保市A 2 地区の住民は、B 市B 2 地区にあるB 市立B 2 中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- | | | |
|-----------|----------|-------------|
| ・住民への周知要員 | ・避難誘導要員 | ・市対策本部要員 |
| ・現地連絡要員 | ・避難所運営要員 | ・水、食料等支援要員等 |

- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

- (3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

佐世保市対策本部 担当 △山○男

T E L 0956-24-×××× (内線 ××××) F A X 0956-24-××××

・・・以下略・・・

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

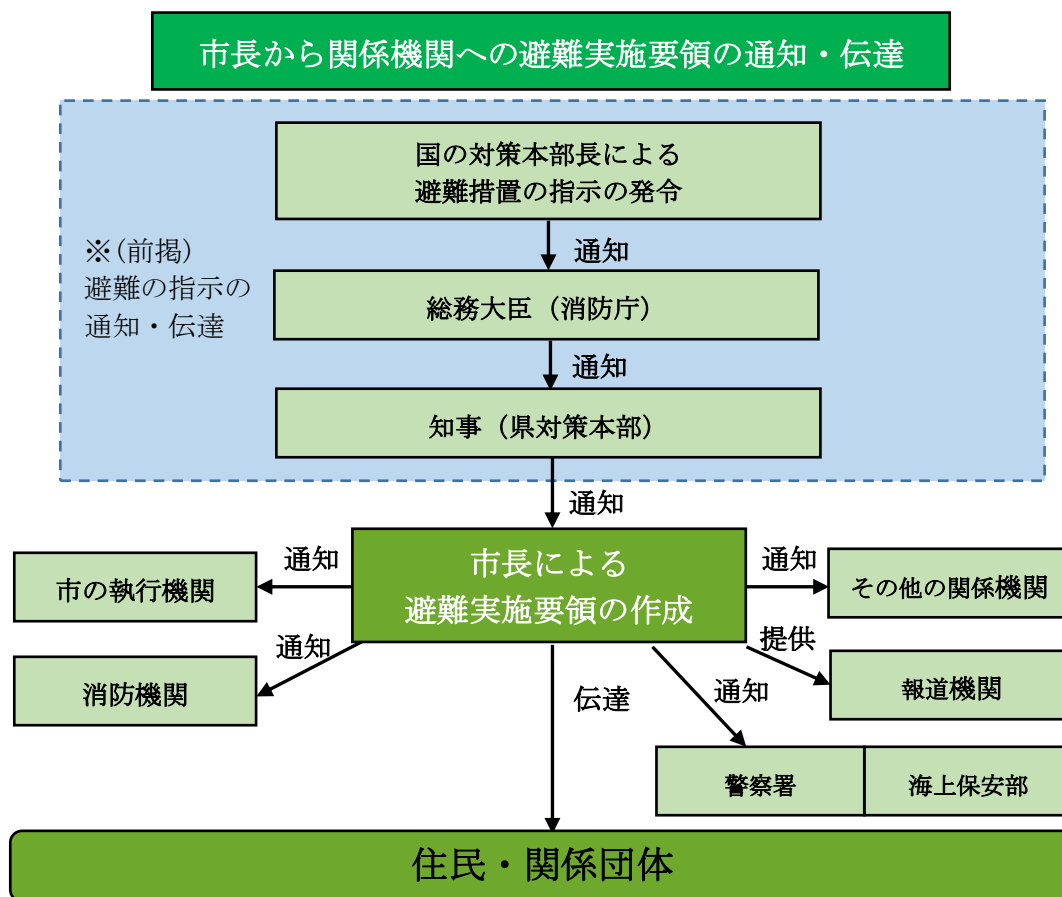
自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

- (4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、佐世保市消防局長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、本市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長（広域消防にあってはその区域の市町長）の定める避難実施要領に基づき、要所に消防

車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食料品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食料品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市道及び里道の道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 離島からの避難誘導にあたっての留意点 【防災危機管理局、消防局、企画部、財務部、市民生活部、保健福祉部、子ども未来部、観光商工部、農林水産部、土木部、港湾部、教育委員会】

宇久島、寺島、黒島及び高島の住民を島外に避難させる場合には、輸送手段に大きな制約があることから、国から別途示されている「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方（国交省）」及び県国民保護計画に基づき、離島の住民の避難を確実かつ迅速に行うものとする。

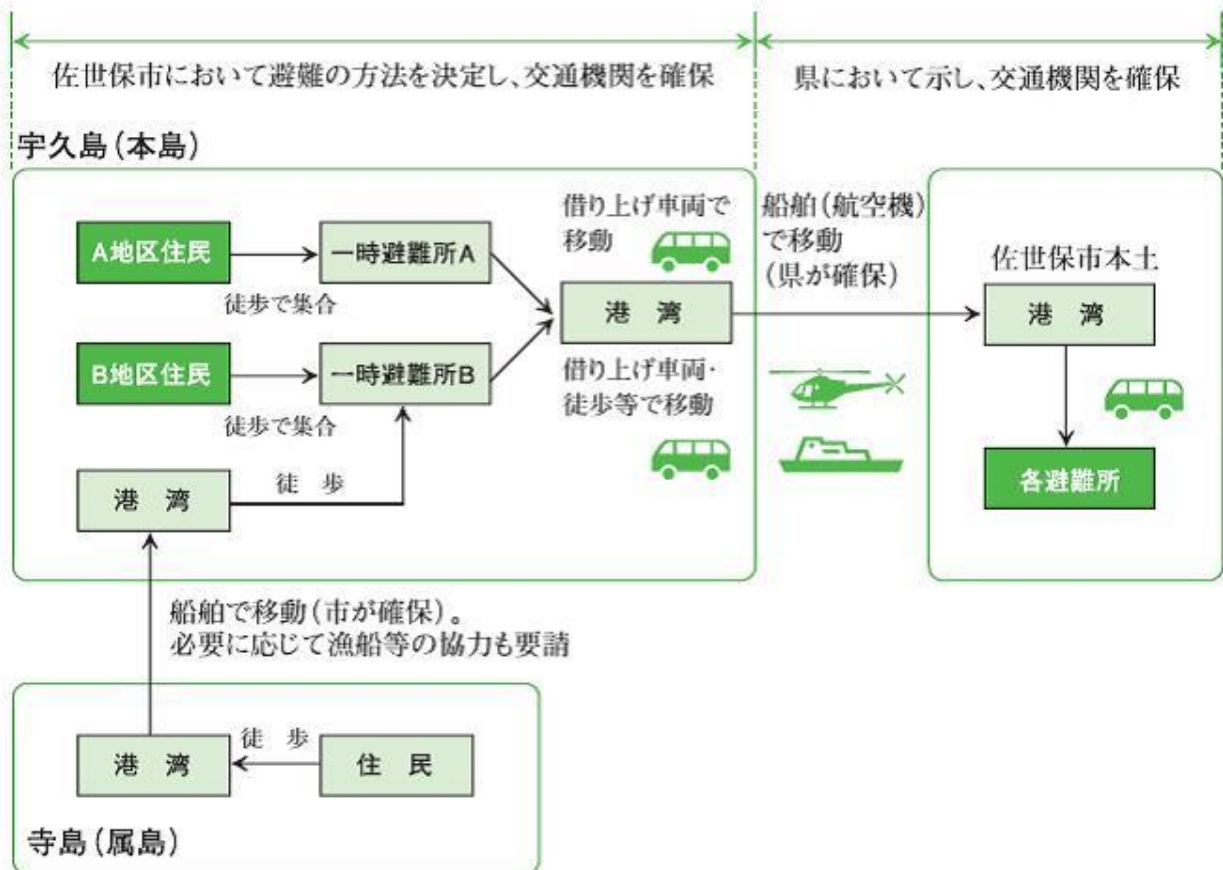
- (1) 市長は、以下の手段を活用し、住民の避難のための輸送力の確保に努めるものとする。
 - ・ 県及び市が保有する車両及び船舶を利用すること。
 - ・ 運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送の求めを行うこと。
 - ・ 国（防衛省及び海上保安庁）に対して、その保有する航空機及び船舶による運送の要請を行うよう、知事に求めること。
- (2) 市長は、知事の避難の指示も踏まえ、避難の時期、避難の経路、交通手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に避難実施要領を定め、島内の港湾までの交通手段を確保し、避難住民を誘導する。

なお、宇久島から本土までの船舶、航空機は県が確保するものとするが、黒島、高島から本土までの運送手段は市が確保する。

- (3) 市は、属島である寺島と本島である宇久島間の住民輸送、黒島、高島と本土間の住民輸送、あるいは港湾と沖止めした大型船舶間の住民輸送など、近距離の住民輸送を行うにあたっては、安全の確保が十分であると判断した場合、必要に応じ補助的な運送手段として、法令等の範囲内での漁船等による住民輸送について協力を要請する。

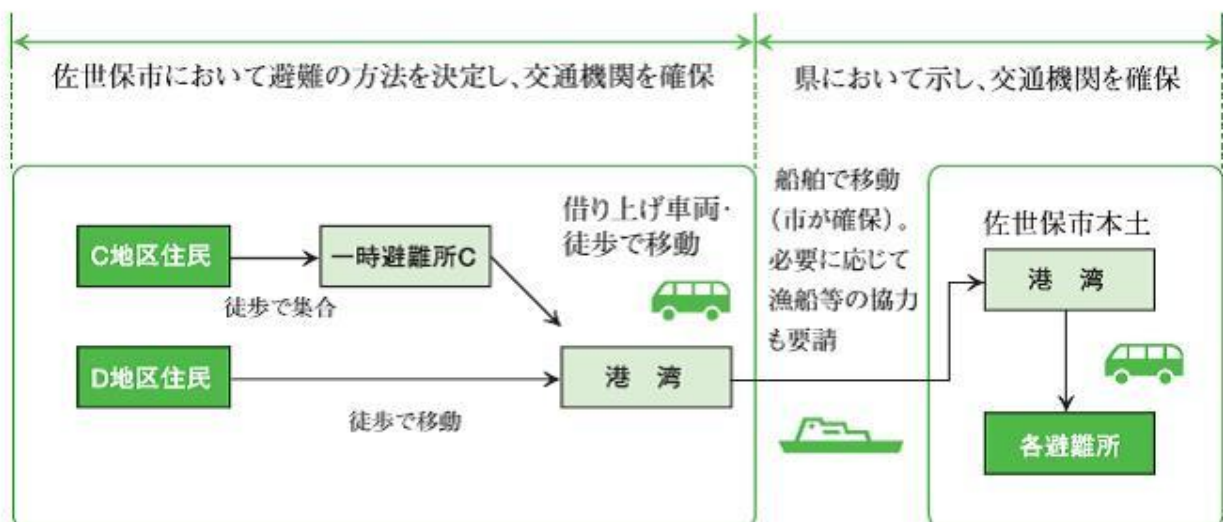
この場合には、漁船等による住民輸送は、漁業従事者等の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって、強制によるものであってはならない。

◎宇久島（属島としての寺島を含む。）からの避難のイメージ



※以上の場合において、要配慮者については、借り上げ車両等を利用できるよう配慮する。

◎黒島、高島からの避難のイメージ



※以上の場合において、要配慮者については、借り上げ車両等を利用できるよう配慮する。

5 米軍基地周辺の住民及び基地内従業員の避難にあたっての留意点

【防災危機管理局、基地政策局】

- (1) 市長は、米軍施設等の周辺地域における住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう県と連携を図りながら、国及び米海軍佐世保基地に対し、正確かつ迅速な情報の提供を求める。
- (2) 市長は、県と調整を図りながら、米海軍佐世保基地の連絡窓口と緊密に連絡を行い、米軍基地周辺住民の避難の実施に関し必要な情報を入手し、住民及び関係機関等に対し迅速に提供するように努める。
- (3) 市長は、米軍基地周辺の住民の避難誘導及び米軍基地内の日本人従業員等に対する警報の伝達・避難誘導に関し、関係省庁をはじめ、県と緊密な連携を図り、米海軍佐世保基地の連絡窓口を通して必要な調整を行う。
- (4) 市長は、必要と認めるときは、米海軍佐世保基地に対し、安全が確保される範囲内で米海軍佐世保基地職員及び市の職員を情報連絡員（リエゾンパーソン）として相互に派遣することを申し出るものとする。

6 自衛隊施設周辺の住民の避難にあたっての留意点 【防災危機管理局、基地政策局】

市長は、自衛隊施設周辺の住民の避難誘導が円滑に行われるよう、県と連携を図り、県内所在の自衛隊等と緊密に連絡を行い、避難の実施に必要な情報を入手し、住民及び関係機関等に対し迅速に提供するように努める。

7 観光客の避難にあたっての留意点

【防災危機管理局、観光商工部】

- (1) 市は、観光施設、ホテル等の管理者に対し、情報伝達のための連絡網を通じて、正確かつ迅速に情報を提供しなければならない。
- (2) 観光施設、ホテル等の管理者は、市及び自ら入手した情報に基づき、次のとおり観光客及び宿泊客等の避難を円滑に行うものとする。
 - ・観光客等に対し避難所、避難経路を確実に伝達する。
 - ・従業員による誘導等を行う。

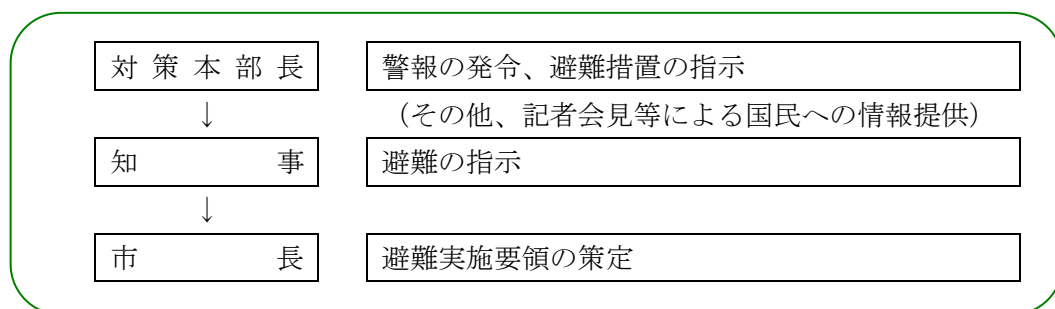
8 武力攻撃事態等の類型等に応じた避難の実施に際しての留意点 【防災危機管理局】

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

(ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報

や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間的な余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県国民保護計画に示す考え方に従い、県と連携しながら県及び市のそれぞれの役割分担に沿って、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することを基本として対応を検討する。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

第5章 救援 【防災危機管理局、企画部、財務部、市民生活部、子ども未来部、環境部、保健福祉部、観光商工部、農林水産部、土木部、都市整備部、教育委員会、水道局、消防局】

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食料品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

※ 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、県知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断し

たときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC（核・生物・化学）攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、1(1)により知事から実施することとされた救援に関する措置の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・提供対象人数及び世帯数の把握

収容施設は、原則としてあらかじめ避難施設として指定されている学校、公民館、体育館を利用することとするが、これにより難しい場合は、避難施設として指定されている広場、公園等に天幕等を設置する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、応急仮設住宅等を設置する。

- ② 食料品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ・食料品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
 - ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国、県等への支援要請
 - ・提供対象人数及び世帯数の把握
 - ・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
- ③ 医療の提供及び助産
 - ・医薬品、医療資機材、NBC（核・生物・化学）対応資機材等の所在の確認
 - ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
 - ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
 - ・避難住民等の健康状態の把握
 - ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
 - ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・物資の引き渡し場所や一時集積所の確保
 - ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
 - ・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携
 - ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- ⑤ 埋葬及び火葬
 - ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等の実施
 - ・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び14条の特例）
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
 - ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - ・聴覚障がい者等への対応

- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
 - ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
 - ・児童生徒の被災状況の収集
 - ・不足する学用品の把握
 - ・学用品の給与体制の確保
- ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携
 - ・被災情報、安否情報の確認
 - ・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - ・死体の一時保管場所の確保
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・障害物の除去の施工者との調整
 - ・障害物の除去の実施時期
 - ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

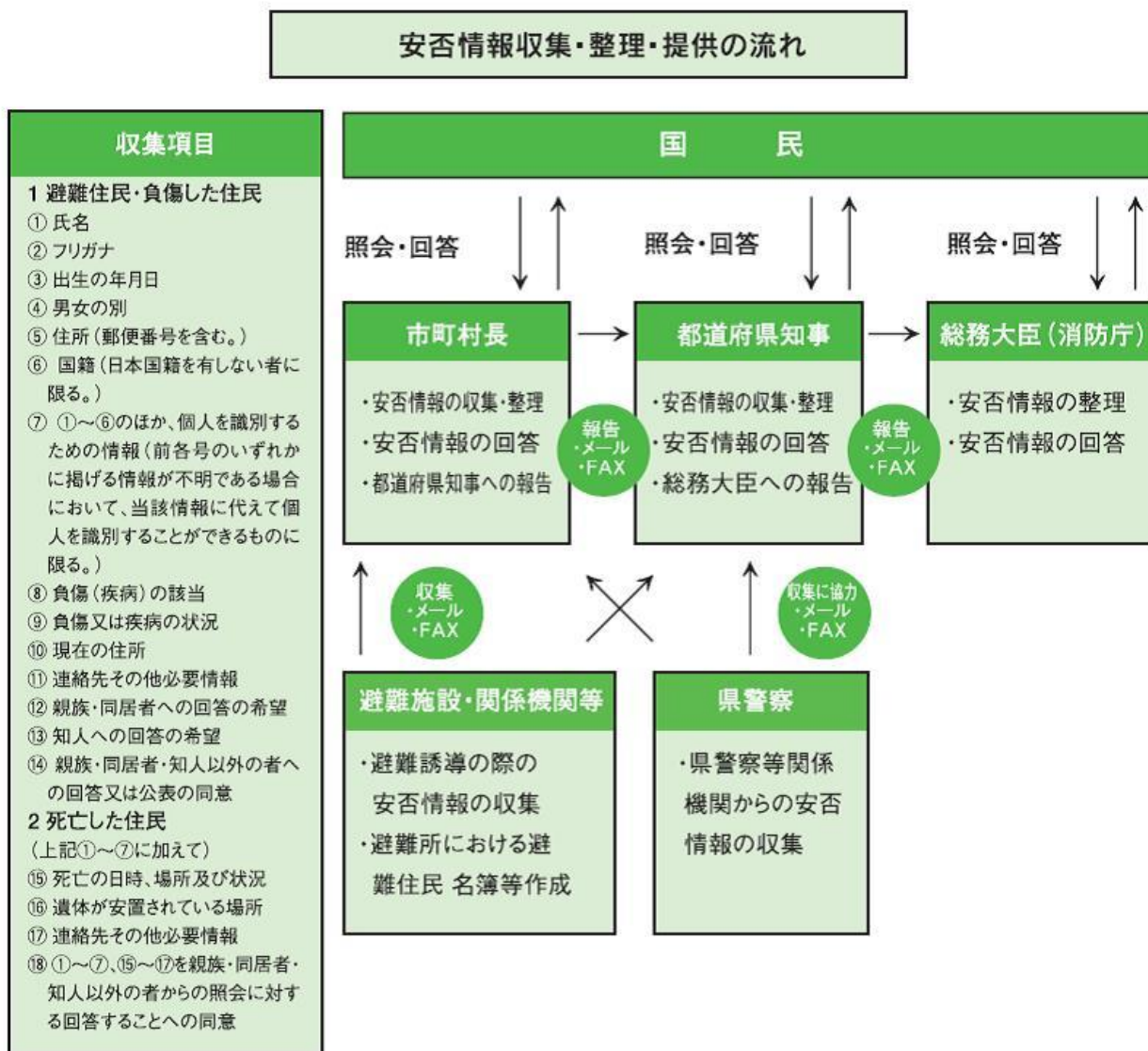
【防災危機管理局、企画部、総務部、

市民生活部、子ども未来部、保健福祉部、観光商工部、教育委員会】

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

記載

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条により規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報の収集等における関係対策部の役割分担

- ・本部対策部 : 安否情報の収集等における総合調整
- ・企画対策部 : 宇久行政センター管内の安否情報の収集
- ・総務対策部 : 安否情報の照会窓口（電話、FAX番号及びメールアドレス）の住民への周知
- ・市民生活対策部 : 避難所及び避難誘導時における安否情報の収集
各対策部から集約した安否情報の取りまとめ、整理、県への報告、照会・回答（照会窓口）
- ・地区対策部 : 各支所管内の安否情報の収集
- ・子ども対策部 : 乳幼児及び要配慮者（子ども）の安否情報の収集
- ・保健福祉対策部 : 医療機関における安否情報の収集
要配慮者の安否情報の収集
- ・観光商工対策部 : 観光客の安否情報の収集
- ・教育対策部 : 児童生徒の安否情報の収集

(3) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

- (1) 安否情報の照会の受付住民からの安否情報の照会については、原則として、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
佐世保市長 様		
		申請者
		住所
		氏名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
に照会に 必要な 事項を 特定する ため	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に 限る。)	
	その他個人を識別 するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印欄には記入しないこと。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日			
様 総 務 大 臣 （佐世保市長） 年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり 回答いたします。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民 に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所 氏 名 フリガナ		
出生の年月日		男女の別	
国 籍 （日本国籍を有しない者 に限る。）		その他個人を識別す るための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認 に必要と認められる情報			

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

【防災危機管理局、消防局】

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、本市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC（核・生物・化学）攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

【防災危機管理局、消防局】

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町、△△町□□」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下など屋内に一時退避すること。
- 「□□町、△△町××」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC（核・生物・化学）攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC（核・生物・化学）攻撃等により汚染された可能性のある地域について

は、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、本市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ（治療優先順序の選別）の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあ

たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防局長は、特に現場で活動する消防職員、消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

【全部局】

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

【防災危機管理局、消防局、保健福祉部】

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
 - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
 - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告
- 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

【防災危機管理局、消防局】

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処

本市は、原子力事業者である玄海原子力発電所の30キロ圏内に一部の地域が入ることから、原子力事業所の武力攻撃原子力災害への対処を定める必要があり、また、米海軍の原子力艦が佐世保港へ寄港することから、原子力艦の武力攻撃原子力災害に対しても対処を定める必要がある。このため、市は、原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

また、NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

このため、原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処に当たり特に必要な事項について、以下のよう

1 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処

【防災危機管理局、環境部、基地政策局、保健福祉部、港湾部】

原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処については、それぞれ異なった対応が生ずることから、各々の通報体系等を整理する。

また、武力攻撃原子力災害への対処として共通する対処措置については、一括して整理する。

(1) 原子力事業所における武力攻撃原子力災害への対処

① 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、速やかに情報収集等の初動対応が可能な体制を整える。

イ 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事、関係機関に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき指示を受けた場合には、応急対策を行う。

② 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

③ 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずるべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

(2) 原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処

① 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報

ア 市長は、武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害に関する通報を、外務省、九州防衛局及び県から受けた場合、速やかに情報収集等の初動対応が可能な体制を整える。

イ 市長は、モニタリングポストにより異常値の検出情報を入手した場合、直ちに外務省、九州防衛局にその内容を確認するとともに、その旨を長崎県及び関係機関に通報する。

② 国の現地対策本部等との連携

ア 市は、国が策定した「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づき運営する「現地原子力艦事故対策連絡会議」及び「現地対策本部合同会議」若しくはこれに準ずる会議（以下「現地原子力艦事故対策連絡会議等」という。）に職員を派遣するなど、現地原子力艦事故対策連絡会議等と必要な連携を図る。

イ 市は、現地原子力艦事故対策連絡会議等において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び避難の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(3) 原子力事業者及び原子力艦における武力攻撃原子力災害共通の対処措置

① 住民の避難誘導、退避の指示

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者及び関係機関からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合には、その判断により、地域の住民に対し、避難を指示し、その旨を知事に通知する。

② モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

③ 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

④ 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会又は現地原子力艦事故対策連絡会議等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

⑤ 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

⑥ 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

⑦ 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 N B C（核・生物・化学）攻撃による災害への対処

【防災危機管理局、消防局、環境部、保健福部、水道局】

市は、N B C（核・生物・化学）攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C（核・生物・化学）攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C（核・生物・化学）攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC（核・生物・化学）攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部局である防災危機管理局においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健福祉部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を指示する。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC（核・生物・化学）攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第 8 章 被災情報の収集及び報告

【防災危機管理局、消防局】

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第 1 報を報告する。
- ④ 市は、第 1 報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保 【保健福祉部、水道局、子ども未来部、教育委員会】

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

【環境部】

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等及び水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

【市民生活部】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

【教育委員会、財務部、保健福祉部】

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税等に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税等(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

【水道局、土木部、港湾部】

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路管理者及び港湾管理者として市長は、関係機関との連携を密にし、当該公共的施設を適切に管理・運用する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

【防災危機管理局】

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

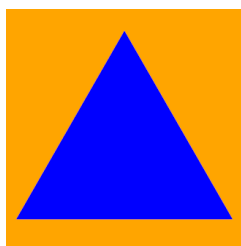
※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章
（オレンジ色地に青の正三角形）



イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書
（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(身分証明書のひな型)

表面

 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp _____		所持者の署名/Signature of holder _____

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防局長

- ・消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編

復旧等

- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1章 応急の復旧

【全部局】

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省（九州総合通信局）にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する運送拠点施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、飛行場施設（ヘリポートを含む。）等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

【全部局】

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

【全部局】

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

〔国民に対する要請〕

○避難住民の誘導に必要な援助についての協力要請

○救援に必要な援助についての協力要請

○消火、負傷者の搬送、被災者の援助等の実施に必要な援助についての協力要請

○保健衛生の確保に必要な援助についての協力要請

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編

緊急対応事態への対応

1 緊急処理事態

【全部局】

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第6章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

【全部局】

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

参 考 資 料

- 1 佐世保市国民保護協議会条例
- 2 用語集

1 佐世保市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、佐世保市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会は、委員55人以内で組織する。

2 法第40条第6項の規定による専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐するため、協議会に、幹事を置くことができる。

2 前項の規定により幹事を置くときは、55人以内とし、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第6条の2 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条の3 協議会の庶務は、防災危機管理局において処理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 用 語 集

あ

■安定ヨウ素剤

環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある

これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、放射線障害の発生を極力防止する

■安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。)の安否に関する情報
→国民保護法第 94 条

■安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号)

■LGWAN

総合行政ネットワーク
(Local Government Wide Area Network) の略

地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

■NBC(核・生物・化学)

「Nuclear」(核)

「Biological」(生物)

「Chemical」(化学)の総称

■NPO(民間非営利組織)

Nonprofit Organization の略

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

■応急の復旧

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため、必要な修繕等の措置を講ずること

→国民保護法第 139 条

か

■危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で国民保護法施行令で定めるもの

→国民保護法第 103 条、国民保護法施行令第 28 条

■基本指針

国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)

国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について政府が定めたもの

■救援物資

救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資)

■緊急消防援助隊

国内における大規模災害又は特殊災害の発生に際し、消防庁長官の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊

→消防組織法第 45 条

■緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

→事態対処法第 25 条

■緊急対処保護措置

緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、市が行う住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置などのこと

→国民保護法第 172 条

■緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき、知事が発令するもの

→国民保護法第 99 条

■緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材

→国民保護法第 79 条

■国際人道法

武力紛争という極限的な状態においても最低限守るべき人道上のルールを定めたもの

国際人道法は「戦闘で、傷ついた兵士や敵に捕えられた捕虜、また、戦闘に参加しない文民を保護する」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない」、「文民と戦闘員、あるいは民間の施設と軍事施設とを区別し、攻撃を軍事目標に限定する」といった基本的な考え方の上に成り立っている。国際人道法で中心的なものは 1949 年のジュネーブ 4 条約と 2 つの追加議定書

■国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会

■国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めたもの

■国民保護措置

武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、市が行う住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置などのこと

■国民保護法

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）

武力攻撃事態等において武

力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めたもの

■国民保護法施行令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）

さ

■災害拠点病院

救護所あるいは病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院

■災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律

■サーベイランス

感染症等の発生を早期に認知し、有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視すること。具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行う

■事態対処法

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）

→国民保護法第 1 条

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本的事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備するとともに、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する事項を定めるもの

■事態認定

政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること

■指定行政機関

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（事態対処法施行令）で定めるもの

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

→事態対処法第 2 条、事態対処法施行令第 1 条

■指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるもの

→事態対処法第2条、事態対処法施行令第2条

■指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるもの

→事態対処法第2条、事態対処法施行令第3条

■指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

→国民保護法第2条

■自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織

■住民

居住者、滞在者、通過者など、その地域にいるすべての者

■収容施設

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館などの避難所や応急仮設住宅等の施設

→国民保護法第75条

■生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

■損害補償

国民が国や地方公共団体からの要請を受けて、国民保護措置の実施に協力したことにより死亡、負傷等をした場合に、その損害を補償すること

→国民保護法第160条

■損失補償

武力攻撃事態等において、国、地方公共団体が法律の規定に基づき収用その他の処分を行われたことで生じた財産上の損害に対して、通常生ずべき損失を補償すること

→国民保護法第159条

た

■ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

■対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針

→事態対処法第9条

■対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のた

めの措置など

→事態対処法第2条

■退避

目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域または場所（屋内を含む）に逃れること

→国民保護法第112条

■多数の者が利用する施設

学校、病院、駅のほか、大規模集客施設など

→国民保護法第48条

■特定物資

救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

→国民保護法第81条

■トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じ、適切な搬送・治療を行うこと。医療救護所などでは、医師などによるトリアージの結果に基づき、軽症（緑）・中等症（黄）・重症（赤）・死亡（黒）に色分けされた「トリアージタグ」を付け、必要な搬送や応急措置を実施すること

■同報系防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介し、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝える無線システム

は

■非常通信協議会

電波法に基づき総務大臣の下部機関として、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を行うことを目的とした協議会

■避難先地域

住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む)

→国民保護法第 52 条

■避難施設

避難する住民を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出し等など住民の避難及び避難住民等の救援を行うため、国民保護法に基づき知事があらかじめ指定した施設

→国民保護法第 148 条

■避難所

避難先地域において、避難住民等を受け入れる避難施設

■避難住民等

避難の指示を受けて避難した者(自主的に避難した者を含む)及び武力攻撃災害による被災者

→国民保護法第 75 条

■避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、あらかじめ国民の保護に関する計画に定めている事項や関係機関の意見聴取等に従って、避難の経路、避難の手段

その他避難の方法などに関して定める要領

→国民保護法第 61 条

■被災者

武力攻撃災害による被災者

→国民保護法第 74 条

■武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃のこと

→事態対処法第 2 条

■武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

→国民保護法第 2 条

■武力攻撃災害の復旧

武力攻撃により被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復旧するための事業

→国民保護法第 141 条

■武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

→事態対処法第 2 条

■武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

→事態対処法第 2 条

■武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態

→事態対処法第 1 条

■防災行政無線

「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局

市町村の防災行政無線は「同報、通信用(同報系防災行政無線)」と「移動通信用(移動系防災行政無線)」の2種類に大別

ま

■モニタリングポスト

原子力施設等周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備のこと

や

■要避難地域

住民の避難が必要な地域

→国民保護法第 52 条